版權所有

BULLETIN
DE LA
SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄協會雜誌

明治二十四年十月發兌

第四拾貳號

大日本監獄協會

●會告

一本會に送附する爲替金は東京集治監官舍石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振り込みの事

一會費の送附及び會計に關する往復文書は東京集治監官舍にて庶務局長石澤謹吾宛

一會計に關せさる往復文書は東京牛込區北町卅番地主幹宇川盛三郎宛

右會員各位に廣告致し候事

明治廿三年三月廿五日版權所有
明治廿四年九月廿九日印刷
明治廿四年九月三十日出版

發行兼編輯者　東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地　佐野尙

印刷人　東京淺草區黑船町二十八番地寄留　寺井宗平

發行所　東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地　大日本監獄協會事務所

（遞信省認可）

（東京並木活版所印刷）

大日本監獄協會規則

第一條　本會ハ大日本監獄協會ト稱ス

第二條　本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業及ヒ監獄關係事業ノ改進ヲ翼贊スルニ在リ

第三條　本會ノ事業ハ左ノ如シ

一　監獄事業ヲ奬勵スル事

二　不良少年感化事業ヲ奬勵スル事

三　出獄人保護事業ヲ奬勵スル事

四　貧民ノ救助及ヒ教育ニ關スル事業奬勵スル事

五　諸問及ヒ賞懸文ヲ募ル事

六　懸賞文ヲ募ル事

七　監獄ニ關スル飜譯並ニ著述ヲ爲ス事

八　監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事

九　本會ノ雜誌ヲ發刊スル事

十　監獄衛生ヲ奬勵スル事

十一　萬國監獄公會萬國監獄委員及ヒ各國監獄協會トノ通信）往復其他ニ關スル事

第四條　本會ハ每月常集會ヲ開キ會務ノ相談ト事業ノ相談ト學問上ノ研究、講義、討論、談話等ヲナス爲メ會員ヲ集會セシム

第五條　雜誌ハ每月一回發刊シテ會員ニ頒ツ

雜誌ニ掲載スル事項ハ左ノ如シ

一　本會ノ事業ニ關スル事

二　監獄ニ關スル法令

三　監獄學并ニ獄務ニ關スル諸國監獄法講義

四　衛生ニ關スル事

五　統計ニ關スル事

會員ノ通信又ハ寄書

第六條　本會記事

第七條　本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

一　推戴員

二　名譽會員

三　特別會員

四　維持會員

五　正員

第七條　推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方ナリトス

名譽會員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス

特別會員ハ特ニ監獄事業又ハ監獄關係事業ニ功勞アルモノトス

維持會員ハ本會ニ關スル議事其ノ他一切ノ事ヲ擔當スルモノトス

正員ハ總會及ヒ常集會ニ出席スルノ權利チ有シ本會雜誌購讀ノ義務アルモノトス

第八條　推戴員ハ皇族ニ請フテ其ノ許諾チ受ルモノトス

名譽會員及ヒ特別會員ハ議員全体ノ發議ニ因リ本會ニ於テ推舉スルモノトス

第九條　本會ニ左ノ役員チ置ク

總裁　一人

副會長　二人

庶務局長　一人

調査局長　一人

主幹　一人

庶務委員　若干人

調査委員　若干人

議員　若干人

特別調査委員　若干人

第十條　會長以下ノ役員ハ其ノ任期チ一ケ年トシ每年ノ總會ニ於テ改撰ス但シ再撰セラルルチ得

第十一條　役員ハ總テ名譽職トス

第十二條　總會ハ每年四月ニ之チ開ク

第十三條　維持會員ハ每月會費金五拾錢チ納ムヘシ

第十四條　擧ク總テ維持會員之チ行フ

明治廿三年七月十二日改正

第四拾貳號目次

○加入人名……一
○官報……一
○二件……一
○講義
監獄建築論講義……正員畑良太郎述三
分房制の利益……正員武田英一述六
囚徒勞役論講義……正員佐野尙遠一二
○問答
利法附則問答……一七
獄事雜問……二〇
○講話速記
維持會員小泉典獄の講話……二四
法學士畑良太郎君講話……二九
日本法學博士佛國法學博士梅謙次郎君講話……三二
○飜譯
露國萬國監獄會議決議正員野村泰亨譯……三五
佛國監獄協會より送附の問題……三九
○通信
福岡縣知事及ひ典獄の訓示……四三
九州諸縣監獄教誨師聯合協議會……四八
○五寄書
件……五四
○本會記事
件……六〇
○四附錄
出獄人保護指針……
獄事彙報……

大日本監獄協會雜誌第四拾貳號

明治二十四年十月

○

本年九月以來に正員として入會せられたる諸君は左の如し

北海道廳　金井止三郎君
大分縣　宮崎喜平君
兵庫縣　志築孫吉君　大川明四郎君　岡與男君　宮地宣造君
長崎縣　山村柳助君　御藤千代吉君
大坂府　梅村喜久太君　辻虎次郎君　藤重貞太郎君　中西菊太郎君
山下小太郎君　福山泰君　木村猶吉君　川畑三藏君
中尾叡君　藤田武之助君　柳瀨米吉君　森山實清君
植村爲次郎君　波多仁可賀君　田村鐘太郎君　池內正次君
佐藤甚八君　坂尾豐秘君

官報

自明治廿四年十月一日
至明治廿四年十月廿日

●辭令

任岡山縣阿賀郡長　岡山縣典獄正八位　松井良哉
任岡山縣典獄　岡山縣監獄書記兼岡山縣看守長　西村茂範

加入人名

高知縣典獄　永松傳

重禁錮一月附加罰金三圓囚久德繫餘罪ニ依リ尚ホ重禁錮三月ニ處斷前刑ニ通算ノ指揮ヲ受ケナカラ主任監獄書記ニ於テ誤テ放免簿ヘ其記入方ヲ漏シタルニ心附カス前刑ノミヲ執行シ直ニ釋放シタル段職務上不注意ニ付罰俸月額十分ノ二ヲ科ス

●雜事

監獄署附屬外役所廢止　栃木縣ニ於テハ九月三十日限同縣監獄所附屬足尾外役所（上都賀郡足尾町ニアリ）ヲ廢止セリ

列國刑法協會第三回會議（諾威）　犯罪及犯罪人ニ關スル一切ノ問題ヲ審議スルタメニ設ケタル列國協會ノ第三會議ハ本月八日（二十五日）クリスチアニア府ニ於テ開會セラカ午後ノ會議ニハ專ラ犯人懲罰ノタメ採用セラルヽ各種方法ノ犯罪ヲ禁遏スル效果ニ附キ審議スル所アリ遂ニ罰金ノ主義ヲ擴張シテ以テ禁錮等強迫方法ニ代フルヲ可トスルノ議決ヲ爲シ尋テ罰金ノ最多額ヲ甚大ニシ其最低額ヲ甚タ小ニシテ罰金ヲ課スルノ際ニ犯罪人ノ資力ヲ斟酌スヘキ旨ヲ議決シ尚ホ但書トシテ若シ罰金ヲ或ル時限間ニ分納セシムルヲ利トスル場合ニハ成ルヘク此處分ヲ採ルヘシトノ旨ヲ補足セリ又同會議ハ罰金ヲ納メ得サル場合ニハ禁錮ヲ以テ之ニ代フルノ旨義ヲ非トシ遂ニ禁錮ノ宣告ヲ爲シタル場合ニ於テモ刑期ヲ減縮スルノ方法トシテ罰金ヲ納ムルノ權利ヲ犯罪人ニ與フヘキコトニ議決セリ、八月二十七日クリスチアニア發電報（本年八月二十八日倫敦タイムス）

監獄會議　埼玉縣監獄署ニ於テハ十月五日ヨリ各監獄支署長ヲ召集シ治獄上緊要ノ諸件ヲ議了シ同十日閉會セリ○山形縣監獄署ニ於テハ十月五日ヨリ各監獄支署長及監獄署詰書記看守長ヲ召集シ治獄上緊要ノ件ヲ議了シ同七日閉會セリ○栃木縣ニ於テハ十月七日各監獄署書記及看守長ヲ召集シ治獄上緊要ノ件ヲ議了シ同九日閉會セリ

講義

○監獄建築論講義　第一回

正員　法學士　畑良太郎述（東京）

第一編　監獄建築法ノ沿革

第一章　上古及ヒ中古ニ於ケル監獄

上古人文未タ開ケサルノ時ニ在テハ監獄ヲ以テ嘗ニ罪囚ヲ拘禁シ之ニ向テ苦痛ヲ感セシムルヲ以テ目的トシ其建築方法ノ如キニ至テハ措テ講セサルナリ夫レ然リ故ニ古代ニ於ケル監獄ハ單ニ人ヲシテ恐怖セシムルノ場所タルニ止マリ之ヲシテ改悛歸正ノ念ヲ起サシムル能ハサルナリ而シテ其建築ハ石造或ハ木造ニシテ率ネ街頭ニ築造シ罪囚ハ鉄鎖ヲ以テ定繫シ通行者ニ面セシメ以テ世人ヲ恐怖セシムルノ例トセリ

埃及ニ於ケル監獄ハ暑氣殊ニ酷シク幽暗且汚穢ヲ極メ玆ニ拘禁ヲ受クル者ハ罪石ニ定繫セラレ行歩ノ自由全クナク僅ニ氣息ヲ通スルニ止マレリ「イヱルサレム」ノ監獄ハ城門ノ內ニ在テ宮殿ノ守衛ヲ以テ犯罪人ノ勤務ノ一トセリ亞典ニ於ケル監獄ハ稍美術的ニ構造セラレタルカ如シト雖モ罪石及ヒ鉄枷ヲ用ユルノ點ニ至テハ前者ト其軌ヲ一ニセリ昔時羅馬ニ於ケル監獄ハ槨板ヲ以テ建造セリ而シテ「ツルリアースム」ト稱スル監獄ハ地下ニ築造セラレタル者ナリ

古代監獄ノ築造不完全ナル斯ノ如ク罪囚ヲシテ遇スル酷薄ナル又斯ノ如シ是ヲ以テ羅馬帝ノ時ニ於テモ尚ホ耶蘇敎徒ハ監獄ノ室內常ニ暗黑ニシテ恰モ土窖ノ如ク爲メニ每朝多數ノ窒息者ヲ出タスヲ歎セ

リ爾後羅馬帝ハ法律勅令ヲ以テ監獄則ヲ改良セリト雖モ未ダ其建築方法ヲ改良スルニ至ラサリシ中古ニ於ケル監獄ハ市會議所ノ土窖或ハ寺院ノ土窖城ノ土窖等ヲ以テ之ニ當テタリ當時監獄ノ不完全ナル推シテ知ル可シ十六世紀ニ至テ始メテ監獄ニ關スル法令ヲ布キタリト雖モ尚在來ノ建築物ヲ使用セリ間々新築セル者ナキニ非スト雖モ其方法頗フル拙劣ニシテ或ハ所在ノ地位其宜シキヲ得サルガ如キ或ハ築造ノ家屋不完全ナルカ如キ或ハ囚徒ノ待遇酷薄ヲ極ムルカ如キ或ハ囚徒ノ看守至ラサルカ如キ或ハ罪質及ヒ輕重ニ因テ囚徒ヲ區別セサルカ如キ或ハ男女両囚ヲ混同シテ一室内ニ放在スルカ如キ實ニ見ルニ堪ヘサルナリ且ツ歳月ヲ經過スルニ從テ各所ノ傾頽ヲ來シ加フルニ傳染病ハ獄内ニ流行シ延テ近傍各所ニ及ホシ遂ニ全都ニ蔓延スルニ至レリ

「クインベル」ノ監獄ハ其五層中三層ハ深ク土中ニ沈在シ率ネ盡日々光ヲ見ス是ヲ以テ濕氣殊ニ甚シク坐臥爲メニ腐敗スルニ至ル「レンネス」ノ監獄モ亦濕氣非常ニ甚シク障壁ニ附着スル硝石灰ノ粘着力爲メニ全ク脫了シ一條ノ棍棒ヲ有スレバ容易ニ破壞スルヲ得ヘシ又「ロリエント」ノ監獄ニ於テハ熱病斷エス流行シ爲メニ囚徒ノ三分ノ一ヲシテ斃死セシムルニ至レリ

十七八世紀ノ交市團体及ヒ賢明ナル諸侯ハ素行脩マラサル者或ハ社會ニ有害ナル者ヲ擧ケテ之ヲ拘禁センカ爲メ懲治監及ヒ監獄ヲ設ケタリ而シテ此監獄及ヒ懲治監ハ廢寺廢城私家倉庫等ヲ以テ其用ニ充テ又郊外ニ於テ不完全ナル建築ヲ營ミ之ヲ以テ充分ナリトセリ然レモ一千八百卅四年ノ建築ニ係カル「カッセル」ノ監獄ハ前者ト大ニ其趣ヲ異ニシ頗フル完全ナル監獄ノ一例ナリトス

近世造船ノ業大ニ發達シ人力ヲ以テ運用スルノ船舶其用ヲ失スルニ及ヒテ佛伊両國ニ於テハ罪人ヲシテ海上ノ勤務ヲ執ラシメ夫ノ無用ノ船舶ヲ以テ其寢室及ヒ監禁ノ場所トシ役務ニ服セシムル毎ニ海上タルト陸上タルトニ拘ハラス總テ此處ヨリ發送ス是等ノ船舶モ亦漸々老朽其用ヲ爲サヽルニ至リ倉庫檣ノ者ヲ以テ之ニ換ヘ上者船舶ニ於ケルト同シク廿人乃至廿五人ノ囚徒ヲシテ一室内ニ臥セシメタリ而シテ其各一室内ノ囚徒ハ終夜一鉄鎖ヲ以テ相連結シ以テ其脫走及ヒ騒擾ヲ防キ且武器ヲ携帶スルノ番兵ヲ置キ其非常ヲ戒メタリ

英國ニ於テハ曾テ流刑ノ制ヲ設ケ北米ノ殖民地ニ追放シタリシカ北米殖民地ヲ失ヒテヨリ以來流刑ノ宣告ヲ受ケタル者ヲ麼艦内ニ移シ水ト番兵トヲ以テ之カ脫走ヲ防止セリ艦内特ニ服役室ヲ設ケス蓋シ錨綱ヲ解紾スル以外ニハ別ニ役務ヲ與ヘサレハナリ而シテ人員ノ多數ナルニ比スレハ其居室極メテ狹隘ナルヲ以テ疫病時々艦内ニ流行シ囚徒ノ日ヲ追テ減少スルヲ見レハ空ク之ヲ天命ニ歸シテ嘗テ顧ミス現ニ一千八百〇一年「ラフォチェン」ト稱スル艦獄ニ於テハ百廿人ノ囚徒疫病ノ爲メニ斃レタリ

第二章　監獄建築ノ進歩

十八世紀ニ至ルニ及ンテ刑法及ヒ刑罰ノ主義大ニ其面目ヲ改メ監獄ニ關スル新問題發起シ來レリ即チ社會ナル者ハ嚴ニ囚徒ヲ拘禁シテ以テ之カ自由ヲ奪剝シ罪質及ヒ其輕重ニ因テ適宜ニ之ヲ區分シテ以テ相互感染ノ弊ヲ防キ役務ニ勵精シ宗教ニ歸依セシメ以テ其良心ヲ喚起シ居室ヲ清潔ニシ新鮮

ノ空氣ヲ流通シ以テ其健康ヲ保全セシメサル可カラスト謂フニ在リ然レ𪜈此主意ヲ貫徹セント欲セハ莫大ノ費用ヲ要スルヲ以テ容易ニ實行シ得ヘキ者ニ非ラストノ議論起リ爲メニ今日ニ至ル迄監獄ノ建築法ニ對スル定論ナク從テ秩序的ノ進歩アルナシ近世歐洲諸國ニ於ケル監獄建築ノ有樣ヲ察スルニ率ヲ外觀ノ美ヲ競ヒ其實益如何ニ至テハ甚タ之ヲ講求セス爲メニ巨萬ノ貨財ヲ空費シ却テ其改良ニ非常ノ障害ヲ與ヘ遂ニ世論ノ囂々ヲ招クニ至レリ

今日ノ監獄建築法ハ以下示ス所ノ三種ノ監禁法ニ因テ各其方法ヲ異ニセリ

第一法　晝間ハ犯罪ノ種數ヲ區別シ或ハ區別セスシテ共同監禁シ夜間ハ之ヲ離隔ス

第二法　晝夜共ニ各囚徒ヲ個々別室ニ監禁ス

第三法　始メハ各囚徒ヲ離隔シ次ニ晝間ハ共同監禁シ夜間ハ之ヲ離隔ス所謂漸次主義ナリ

以上ノ三法ハ交互ニ施行セラレタル者ナリ而レ𪜈此方法ノ優劣如何ニ至テハ今日未タ定說ナキヲ以テ隨テ監獄建築論モ亦其論結ヲ見ルニ至ラス　（未完）

○分房制の利益

正員　陸軍教授　武田英一述　東京

（編者曰く本篇は武田英一君が曩て小泉神奈川縣典獄の依頼に應し横須賀監獄支署に於て講述せられたるものに係る）

私は今日小泉典獄の御依頼に依りまして、何か諸君の御參考になる樣なお話を致せとのおとで御座

りましたが、私は僅か四五年以來監獄の書物を見たと云ふに止まりまして、中々多年監獄の實務に從事せらるゝ諸君に對して申上る樣な深い意見などはありませず、又有りと致しましたとおろか、所謂坐上の空論夫の人の子を賊ふと云ふおとに成りましては相すみません、そおで西洋人か多年の經驗を積んで得たるとおろの結果をお話し申し上くるが宜いと存しまして、聊か佛國元老院議員「ベランジェー」と申す人か元老院に差出しましたる報告書類に依りまして、分房制の利益は何程なりやといふことをお話申上くる積りであります、偖て今日の處、分房制の利益ありといふおとは何人も異口同音に唱へますが、此の分房制の勢力か今日の如く盛んに相成りましたは如何なる次第かと尋ねますれば、皆な夫々實際の經歷に依るおとでありまして、一朝一夕に空想上より定まつたものではありません而して又此分房制は何年位の刑期に用ふへきか、如何なる種類の者に施すへきかと云ふおとに至りましては各國とも未た其論か一定しては居りません、唯た刑事被告人と短期刑の罪人には利益かあるといふおとだけか極つて居るのであります、我國でも愈々分房制を施行せらるゝ曉には餘程の研究を要せらるゝおとゝ信じます

分房制の勢力か愈々著しいといふ証據には、之を採用致しません國は殆ど無いほどになりました、即ち千八百七十一年に獨逸帝國では刑法を改正し、千八百七十二年には墺國でも同しく刑法を改正致しまして、分房監禁の年月を三年以下と致し、又和蘭國にをきましては其の年限を最初滿二年以下の刑に限りましたか、次第に增加致しまして三年四年今日のとおろでは終に五年まで分房制を用

ふるおそれ致しました、白耳義は又御承知の通り分房制の長年月に有名の國でありまして、佛國にもきましては千八百七十五年の法律以來、一年一日以下の罪人に分房制を用ふるおそれでありまして、分房内で刑に服しました者は其の刑期の四分の一を減縮するといふ制度でありますから、實際分房に居りまする時日は九箇月以上に及ふおそれはありませぬ、「ペランジェー」氏は分房監禁の時日が箇樣では餘り短か過ぎるといふ處から元老院に報告書を差出しました譯であります

「ペランジェー」氏の報告書は專ら千八百八十四年、八十五年、八十八年の三箇年間に經驗致しましたる分房制監獄の監獄官醫師敎誨師等の意見に基つきまして、其經驗を道德上衛生上精神上の三部に分けて論したものであります

今日佛國に於ては分房制を實施する監獄は十七箇所、其分房の數は三千二百〇三箇、其内「マザア」「サンテ」の兩監獄だけで千五百九十九御坐りまして、此監獄では二十年以上の經驗を積みました、而るに千八百八十八年即ち我か明治二十一年に監獄局長より差出したる書類に據りますれは、分房に居る者の健康上精神上には總て不都合の結果はないと記してあります

前申し述へたる通り此れより道德衛生精神と三部に分ちまして分房の利益を証するた話を致しませう

第一　道德

道德と申す題目を掲けますれは唯〻監獄改良の大基礎とも申すへき人心の改良及び懲戒の二點のみ

に限るやうてありますか、此には右の二點のみならす規律作業をも加へて申上けますから諸君其御積りて御聞を願ひます

偖て感化の上より分房の利益を申しますれば、第一在監人中上等の者即ち社會に高き位置を占めたる人とか、多少の敎育を受けたる人とか、耻を知る人抔には最も分房の必要を見まするみとて、其心か未た惡事に固まらない者を雜居房に入れますと、初めは他人に見らるゝを耻辱と思ひまするが、段々と慣れて仕舞まして、竟には他の極罪非道の罪人に見習ふ樣になりまも、加之雜居房に居りまする時は同囚から嘲弄を受けまして、何んだ貴樣はいくぢの無い野郎だ、左樣な盜み方をする樣ては、とてもわれ達の仲間入りは出來ぬ、此の後ち娑婆に出たあかつきは、斯く〳〵の盜み方をせよと親切に敎へて呉れますから、自分か實に惡き事を爲したと悔悟する處ては無く、盜學博士詐僞學士抔と立派な肩書を持て居る先生方の薰陶を受けまして、天晴不良學の卒業をする樣になりまして、監獄は所謂惡事の大學校と名を變へねはなりません、而るに分房にいれきましては此等の弊害は毛頭もありませす、岑寂の中に深く自分の惡事を悔悟する念を生します、既に「ジョン」と申す處の拘置監の典獄は三つの例を引きまして之を確めました、即ち甲は初め雜居房に置きましたところか、何の樣に督責致しても少しも働かす、不勉強て致し方かありませんてした、夫れから之を分房に移しました處か、段々と勉強致しまして、大抵作業の課程か日々終る樣になりました、而して身体はと申すと極めて壯健てありました、右の四人か出獄致しましてから典獄に謝狀を送りまして、在監中

は御親切になし下されて有り難く、私のかく悔悟したるは全く分房制のお蔭であると申したよしであります、乙の囚人は獄則違犯の廉で分房十五日の罰を科せられた者でありましたが、此の囚人は罰期滿限の日に至りましても尚ほ分房に止り度旨を乞ひまして、行狀か全く一變致し、讀書作業共に他の囚人の及ばさる程になりました、丙の囚人は「ヌーヴェル、カレドニー」（流刑囚監獄の在る所）の規律か寬だと聞き、此處に移され樣と思ひまして、徒黨を結んで看守を殺しにかゝりましたる惡人てありまず、然るに分房内に監禁致しました以來は極めて温和しく且つ靜穩にありまして前甲乙の兩人と同樣に善良の人に化してしまいました、世の中の反對論者は分房制を咎めまして、少年囚に害ありと申しまするが、前申し述へました甲乙丙の三人は皆な十六歳以上二十歳未滿即ち眞の少年囚てあります、左すれは分房制の害といふことは謂はれなき次第と申して宜いと存します

總て在監人中でも敎育の度か高く社會の位置とか職業とかゝ尋常の惡人より上に居りまする者は精神上の苦みか肉体上の苦みより酷しいものてありますから、雜居房の樣に大衆おた〳〵の中に居るのは實に堪ゑられない所てありますし、又前に申述へた樣な事かありますから、是非とも分房は設けなければなりません、

感化上の事は大抵右の樣てありまそ、此よりは分房の利益を懲戒上より申述へます、「トウル」監獄の典獄は「分房制と再犯者とは水火相容れさるものてある」と言はれましたか實驗に據りまするに再犯囚の分房を恐るゝことは爭ふへからさる事實てあります、未た刑に馴れさる囚人は分房に繫くも

雜居房に置きまするとい惡習に感染するといふ憂ひはありません、此れか最も大なる利益てあります、然るに分房監獄を建築するは多額の費用を要するといふ處から、仲〻行はれ難い事てありますが、「マザー」監獄の典獄の說の如く「分房は再犯者に對する無上の藥石なり」と致しますときは其利益は少しの金額には代へられません、彼の「アンジェル」の監獄と「トウル」の監獄とに分房法を用ひましてより以來は、右の地方に再犯者と無籍者の數か減しました、加之統計表に據りまするに、佛國の白耳義及ひ瑞西に接する國境にて捕縛せられまする罪人か、千八百六十五年には瑞人九十六人白人三百九十人合計四百八十九人てありましたか、千八百八十五年に至りましては、瑞人二百六十八人、白人千六百〇四人合計千八百七十二人の多きに達しました、是れは白耳義瑞西の兩國に於て分房制を施行致したる結果であります、

監獄の規律上よりして分房制の利益を申しますれば、第一には囚人か他の囚人と徒黨を結んで破獄を企つるおとは無く、第二には在監中に同囚と約束を結ひ置き放免の後ちに至りまして犯罪を共謀する等の憂はありません、且つ雜居獄に於ては少しく官吏に抗抵する者は同囚の注意を惹き幾分か同囚に尊敬せらるゝものてありますから、同囚に諚諛するの目的にて往々官吏を侮辱致します、而るに分房にいきましては此等の義理合の獄則違犯はありませす、又仮令一時官吏に抵抗するおとはありましても到底かなはないと諦めまして直きに服從する樣になります、是れ亦た分房制の利益てあります、

次に作業上より分房の利益を述べ申します、偖て作業と申すものは雜居の監獄と分房の監獄とを問はず何れも困難なるものではありますけれども、畢竟作業は刑の執行中囚人の道德を進めまする第一等の必要物ではあり又放免の日に至て正業を營ましむるの基本でありますから、極めて緊要の問題であります、今之を分房制に施しまするに、一時刑事被告人を留置する場所及び囚徒の滯獄日數僅少なる監獄に於ては隨分困難といふことでありますが、其他は總て結果の好き方であります、即ち第一には囚人が自ら作業を求めて從事致します、おれも別段作業より利益を得様といふ精神ではありませんが、若し何にもせずに居りますれば、兎角本心に責められまして妄想を起しますゆへ成るへく作業に勉勵致しまして其の心を安んじ様と思ふのであります、從つて分房に居る囚徒の作業は非常に捗取りまして、復た雜居工場の様に不正の手段を以て同囚と優劣を爭ふ抔の事はなく、無事に苦しむの餘りに勉勵致しまそから仮令素習の業て無いものても性質に合はない工事ても充分なる結果を得るおとてあります

是れにて第一部道德上の問題は終りましたから次に第二部衛生の事を述べ申しませう

（未完）

○囚徒勞役論講義

正員　佐野尙述　東京

（本篇は生當夏胃病療養の爲め橫須賀大律村海水場に止宿中一夜橫須賀監獄支署講習所に到り講話したる筆記なり今回校訂の爲め送致せられたるを以て茲に揭けて以て會員諸君の一閱を煩す）

本日は計らさるの幸を得久々にて諸君と相見るの榮を得たり扨今夕は彼の有名なる米國監獄家アレキサンダーと云へる人の論說を万國監獄委員會雜誌中より抄譯して講すへし抑々政府は囚徒を苦役して其供給費を充しむるの權あるき乎、此問題の如きは今日世論の查明を欲する所なり凡そ苦役は奴隸の待遇たり乃ち苟も自主の良民を率ゐて奴隸に陷れしむるは豈に正と謂を得んや余か數々述ふる如く人を禁獄するの權は必す政府の國家を防守するの權利中に存せさるなしと雖も亦必すしも奴隸を設くるの權利を存すると云ふ可らす論者若し此權利を存すると云はんか然らは則ち是れ世の惡を解くの一言たれは宜しく明かに之か証憑を擧示するの事なかる可らす而して証を古昔の弊習に取らは知らす今之を何學に問ふも決して覓むる事能はさるへし然らは則ち政府は囚徒を徒らに遊手懶惰に陷いれて之に供給するの義務ある乎否な大に然らす

犯者一たび罪囚と爲るときは其監獄を逃遁するおと幷に其囚徒たるの狀況に於て當に行ふ可からさる諸權は尽く之を失ふと雖も其他に至ては更に寸權も失ふことあるなし故に政府たる者其徒の罪業あるを奇貨とし爲めに利に汲々たらは實に暴虐と謂はさるを得す然れとも此徒と雖も未た罪業を犯さゝる以前に當ては尽く他人と共に彼等を甘し食を求めよと云ふ定則に遵ひ以て其生を營み一者たれは假令一旦罪業を犯すと雖も如何して此定則を離れしむるの理あらんや乃ち彼の窃盜の罪業たる

を公言する以上は各人自己の勞役に由て生する所の果實を自ら収獲し得るの權利あるは多辨を須ひそして照々たり然るに今其他人の勞役に由て生せし所の果實を自ふ横奪して己れの生計に供する即ち窃盜を爲すを以て有罪とし既に其人を禁獄するに當り再び其囚徒をして假令以前の如く自ら一朝の所爲を以てせしむるに非さるも更に収税吏の手を經常に定例の如く同しく他人の勞役に由て生せし所の果實を横奪して其生計に供せしむるの事あらは果して之を罪業に非すとせん乎將た罪業の連續せる者とせん乎論者若し此横奪の事を以て政府か公衆に對して犯すの罪業に非すとせは宜く証を古昔に覓むへし其陋習の跡決して取るへき所なかふん

然り前條の如く政府囚徒を強ひて勞役に就かしむるの權なければ亦國人をして多少を問はす強て囚徒を扶持せしむるの權なし去れは此二條を併合論究する時は如何なる思想を發生すへき乎即ち囚徒をして恰も其紊斷の前に於るか如く自主の勞役を以て自ら扶持せしむるに在りと云ふの斷言を陳せさる可ふす此斷言の如き固より唯体格健全なる成丁の囚徒のみに適用す可きは論を俟たさる所にして學識ある者は此斷言の當に自然化育を主旨とする監獄規則に（故らに人爲の抑制を以てする必適す可きを認知す可し

然りと雖も政府は又其徒の爲め其所得を収めしむ可き機會を授け（即ち各々長とする所に從て其業を授くるを云ふ）すして漫りに其徒に自立（即ち自ふ扶持する）の實を迫るの權なしとす而して政府は一旦此等機會を授くるに當りてや乃ち囚徒をして唯其生計の正に必要とする所に從て設けたる規則を遵行せしむるの外全く自立の

態を保存せしむるを主旨とし其徒に明論せさる可ふす曰く今夫れ政府は勞役の種類に隨ひ各之を爲すの機會を得せしむるに注意すと雖も是亦敢て汝等に勞役を強いんとするの旨意に非す政府敢て汝等を以て奴隷と爲すを欲せす且假に之を欲するも未た苦責は麵包の代價なりと云ふの法律を設けされは復ひ之を行ふを得す汝等今よりして其得る所の諸物は皆な己れの懐に入らん但た汝等何物をも産せされは亦何物をも得るの期なからんのみ

右述る所の旨趣は元とヘルベルト、スペンセル氏の開陳せる所にして其監獄制規上に緊要たるや固より言を俟たす彼の囚徒を遇するに奴隷の情況を以てするの苦役制に在ては囚徒等亦自ふ奴隷たるを思ふより竟に眞の奴隷に陷いり到底不善至ふさるなきの形狀を免かれさるを常とす若し或は然ふさる者あるも斯る弊制の汚習に感染せさるを証するに足る可き迄にて是れ實に例外と爲す然るに囚徒を遇するに良民の情態を以てするの自主制に在ては囚徒も亦自ら自主の民たるを思惟し隨て自立の望を奮起し自重の心を發生し志氣益々高尚遂に良民の德行を修むるに至る事常なり両制の利害得失たる甲制は愈々不善を養て其徒の本心を卑屈に陷ふしむと雖も乙制は善く德行を養成して其徒の本心を高尚に趣かしむ故に甲制の下に在ては惡増々惡に陷るの弊を免れさるも乙制の下に在ては善増々善に移るの功を全うす又甲制に在ては囚徒等勞を厭ひ極めて匆卒に役を終へん事を欲するより既に其世間に歸るに迫ひても其當に欠く可ふさるの品質習慣に疎なるに至り世人をして放免囚徒は一般に自棄の徒たるを免れさる者と看認せしむるに至ると雖も乙制に在ては然ふす囚徒をして一に

業に就き二に所得を収め現在其利害に關せしむるを以て各極めて節儉し極めて有力に行ふを主とし彼の手具の破損し物料の耗損し成功の不全なる疾病の爲めに罷業する等のことあれは皆な即ち己れの損亡たるを以て極めて斯の如き事無からんを欲し小心翼々以て職業を勉むるの慣習を生するまとを誤るなし今强迫苦役制の弊害を概示する時は囚徒をして勞役を嫌忌するの念慮を生せしめ詐僞百出極めて其生を偷むに注意し自ら甘して貧者思盜の生を導き將來永く此形狀に安んせしむるに至る甲制を用ふるの監獄之を盜賊の製造所と云ふも敢て過言と爲す可らす之れに反して自主勞役制の偉功を擧示する時は先つ囚徒をして巨利を收むるの志氣を生せしめ日々貧者思盜の生を脫し自治自重の生を導かん事を希望するに至らしむ乙制の如きは實に天道の自然に出つる正制と稱するも肆言にあらさる可し

右二制の得失に關し以上論する所の如きは德教經濟の兩道に於ても俱に許して正とする所にして凡そ德教上此案件に關する諸旨趣を考ふるに一として彼の强迫制を許すの旨趣なしと雖も獨り自主勞役制の如きは大に此等諸旨趣に合へるものと爲す以下尙此制の利を示すの文ありと雖も以上の所論に於て其一班を伺ふに足るへきを以て姑らく之を畧し是より監獄費を囚徒の自辨に附そるの論を講述せんとす

（未完）

問答

本欄の問及答は固より私考に係るものなれは其當否を保そること能はさるは勿論尙は不充分のふと多かるへきを以て本欄の答に付き訂正の意見を有せらるゝ諸君は提撕の勞を憎まれさらんことを希望す　編者白

●刑法附則問答

第一條　死刑ハ其執行ヲ爲ス裁判所ノ檢察官書記及典獄刑場ニ立會ヒ典獄ヨリ囚人ニ死刑ヲ執行スヘキコトヲ告示シタル後押丁ヲシテ之ヲ決行セシム但其時限ハ午前十時前トス

問　本條に依れは死刑は押丁に決行せしむとあり然るに仄かに聞く宮崎縣の如きは全く押丁を廢したりと此事果して然らは死刑は如何なる官吏に於て之を決行すへきや茲に押丁と明記しあるにも拘はらす他の吏員を用ふるは本則に違背するの嫌ひなきを得さるか如し如何

答　押丁なるものは明治十二三年頃の彼の所謂獄丁なるものにして十四年三月內務省達乙第十六號を以て此名に改められたるも其身分は依然小使給仕に均しきものなり然るに太政官の布告に此名稱を掲けたるは不倫の嫌ひなきにあらさるか如し其は兎も角十四年頃には既に監獄に押丁なるものありしより死刑の決行は斯の如き小使同樣のものに爲さしめて可なりとのことより偶々此刑法附則中に此の文字を見るに至りたるものならん即ち死刑決行のことは獄吏中一番下等なるものゝ役とし其獄吏の一番下等なるものは押丁なるを以て斯く掲けられたるに過さす決して此布告を以て押丁なる職員を設けたるにはあらさるなり就ては實際押丁無き場合若くに押丁あるも差支ある場合等に在ては夫れより上等官吏たる看守に之を爲さしむへし斯く爲すも毫も妨けなきことと思考す蓋し押丁にて充分なる仕事を看守に爲さしむるは一層其仕事を鄭重に爲すものなり斯の如

きおとを以て本條に抵觸すると爲すは本條の精神を知らさる者と云ふへきか

問　本條に押丁の文字を用ひたる精神果して然らば押丁と限らす他に廣き意味の文字を用ふる方可なるか如し如何

答　誠に然り押丁の文字は之を改められんおとを希望す何となれは押丁とあるを前に述へたる如く解するときは實際差支へなしと雖も之を酷に論するときは或は之れか爲めに是非とも拘置監には二三人の押丁を置かさるを得さるか如き議論も生すへくして法規の精神にあらさる枝葉のおとよりして押丁全廢を非難せしむるか如きことなしとせされはなり而して此刑法附則の如き法律の性質あるものを以て死刑の決行は押丁にあらされは相成らすと限定するの必要は萬々之なきおと明かなれは押丁の文字は廣く監獄官吏と改むるに若かすと信す且つや内務省乙號達に依て生れたる小使同樣の押丁を刑法附則中に明記そるは前問にも云ふ如く不倫も亦甚たし旁々改正を要するおとと思考す

問　死刑執行の時刻を午前十時前とせしは如何なる理由ありてのおとなるや

答　死刑決行の時を午前十時迄とせしは蓋し陰戮の趣旨に出て多く人に見せしめさらんおとを圖りしものなるんが此十時までとの制限は少しく緩るきに過くるか如し故に執行者たるものは宜しく陰戮の主旨を貫徹せしむるに注意し成るへく早天に之を爲し他の囚人若くは人民をして之を知らしめさらんおとを要すへきあり聞く所に依れは注意行届きたる所にては在監人は勿論世間の人も未た起きさる曉天に其執行を終るを常とすと斯の如きは頗る好みすへき注意なりと思はる

第五條　死刑ノ宣告ヲ受ケタル婦女懷胎ト申スル者ハ醫師及ヒ穩婆ヲシテ之ヲ撿査セシメ果シテ懷胎ナル時ハ撿察官ヨリ司法卿ニ上申シテ其執行ヲ停メ産後一百日ヲ經テ更ニ司法卿ノ命令ヲ受ケ決行スヘシ（問答に關係なき箇條は省畧す以下倣之）

問　懷胎の故を以て死刑の執行を停め置く間は刑事被告人を以て待遇をへきや將た囚人を以て遇すへきや

答　死刑の宣告ありて上訴期限を過ぎ其宣告確定したる以上は即ち死刑囚たるに相違なきものなれは囚人として遇すへきものと思考す

問　然らは作業の如きは如何

答　死刑囚は定役囚にあらざれば強ひて服役せしむることを得ざるは勿論なれと無定役囚同樣の方法にて相應の作業を爲さしむるも不可なしと思考す

第七條　死刑ノ宣告ヲ受ケタル者執行ニ至ルマデ何時ニテモ典獄ノ許可ヲ得テ其親屬故舊ニ接見スルコトヲ得

問　監獄則に於ては形迹の疑ふへきおとありと認むる時は接見を許さゝる規定なれとも本條には其事なし就ては本條に據りて許す接見は監獄則規定外と見るへきものなるや

答　典獄に於て許可を與ふる際は固より監獄則に依るへきものと思考す且つ此接見のおとは監獄

則に詳細規定しあるときなれは死刑囚に限り特別法を設けらるゝ必要あれは兎も角唯本條の如きときのみなれは監獄則に譲り別に此刑法附則中に掲くるに及はさるへし因て本條は削除ある方可ならん歟

○

●獄事雜問

問　四人の食事は如何なる場所にて爲さしむるを可とすへきや

答　監房内に於て食事を爲さしむるときは食物を賭して博戯を爲すこと往々之れありて負けたる者は四五日間も絶食する等のことなきにあらすと聞く此の如き弊あるのみならす監房内の食事は自然房内を不潔ならしめ監房の清淨を保つ上に於ても得策ならす依ては三食とも常に食堂若くは監房外の適當なる場所に於て爲さしむる方可ならんと思考す

問　監獄官吏に其監獄の製造品を賣渡すに付ては弊害もあらん依ては之を禁するを可とすへきか如何

答　監獄官吏にして其監獄の製品を買取ることに付ては曾て弊害ありしことを耳にせしことなきにあらされは弊害なきを保し難しと雖も監獄官吏なれはとて之れに對し一切監獄製造品の注文及ひ買入れを禁するは監獄自身に取りても不便不利益なからさるのみならす監獄の製品なれはとて監獄官吏の買ふこと能はさる道理決してあることなし要するに之か爲めに生する恐れある弊害さへ防くことを得は注文及ひ買取りの自由を禁するの必要なかるへし就ては監獄官吏にして監獄製造品を求めんとするときは其都度金品を具し必ず一々典獄若くは支署長の許可を得ることゝせは庶幾は其弊害を防くことを得へきか

問　監獄則施行細則第三條に規定したる房内掲示事項へ其餘のことを附け加ふるも妨けなきや

答　房内掲示事項は在監人に對する教令の重もなるものを概掲したるに過さるものと思考す而して典獄は在監人に對し種々の教令を下すの權あること勿論なれは該掲示事項外のことゝ雖も典獄に於て必要なりとする教令は之を掲示中に加へ房内に掲け置くこと固より差支なかるへし

問　四人には賞表附與の規定あれども懲治人及ひ別房留置人には此事なきを以て之を附與するを得さるや

答　賞表は行狀の善良なることを示す具なれは其行狀の善良を表するの必要あれは之を與ふるも妨けなからん懲治人の如きは其行狀に依り假出場の恩典を受くることある者なれは其憑據に供する爲め四人に依準して賞表を與ふるを可とす而して其賞表は單に懲治者中の良否を區別するの目印しに外ならされは必ずしも四人に與ふるものと同樣なるを要せす且つ四人と同樣のものを用ひさる方成規に抵觸するの嫌を避け尤も可ならん、別房留置人に至りては單に監視期限間之を留置する者なれは即ち假りに監獄を以て其居宅に充つる者なれは之れに對し賞表を與ふるの必要はなきことゝ思考す

問　賞表を與へたる懲治人は囚人に準し優遇するを可とするや

答　行狀の目印しと優遇の規定とは自から別あり優遇のあとは其規定なきに於ては之を爲すを得す而して懲治人には其の規定なきを以て優遇し得さるあと勿論と思考す

問　囚人にして監獄外に於て人命を救援したる者あるときは賞與し得へきや

答　舊監獄則時代にあつては外役先き等監獄外に於て人命を救援したる囚人は賞與せさる例なりしと聞きしか是れ甚た其理由を見出すに苦しまさるを得さることとす其は兎も角今日に於ては改正監獄則施行細則に明かに人命を救援したる者とあるを以て其場所の如何を問はす此事實あれば賞與ſ差支なきことゝ思考す

問　在監人は必す其番號を以て之を呼ふへきものなるや

答　在監人は必す番號を有するを以て番號にて呼ふを便利なりとせは之を用ゆるあと固より可なり然とも番號を以て呼ふへしとの明文なき以上は必すしも之を以て呼はさるを得さるにあらさるあと勿論なり之を要するに監獄構造上等のあとを參酌し都合好き方に依るへきものと思考す

問　如何なる小監獄と雖も一人以上の監獄醫は置かさるを得さるへきや

答　從前醫師の備たりしときと異なりて今日の府縣監獄醫は其身分判任待遇にして監獄の一の職員なれは其職務は他の開業醫等に托するを得へき筋にあらさるへし依ては苟も監獄たる以上は小なりとも一人以上の監獄醫は必す常置せさるを得さるあとゝ思考す

問　授業手には往々囚人と外人との通謀の媒介を爲すか如き奸なきにあらすと聞く就ては授業手に對しても監獄出入の際檢身を爲すを可とすへきが如し如何

答　授業手が囚人と外人との間に介して窃に通信するは往々免れ難きあとならんと信す下等の授業手に在ては殊に然らん然れとも授業手は監獄の備員なれは之に對し在監人同樣に檢身を爲すは忍ひさるあとなるのみならす頗る穩當ならさる儀なれは檢身のあとは不都合ならんと思考す因ては下等授業手の監獄に出勤したる時は監獄に備へ置く所の授業服に着換へせしむるを可とせんか然るときは大に秘密通信を防止するあとを得ん

問　監獄則第二十四條の慈惠費の用途は衣類なき放免者に衣類を與ふるか如き監獄直接のあとに限り出獄人保護會社を補助するか如き間接の費用には使用し得さるものなるや如何

答　慈惠の費用は衣類旅費なき出獄人に衣類等を與ふるか如き監獄直接のあとのみに限らす出獄人保護會社を補助するあとをも得へきものと思考す出獄人保護會社に補助金を與ふるあとにしても措置其當を得は監獄慈惠中最も有益ある費途たるを得へし

問　刑事に付控訴を爲さんとする者赤貧なるより控訴豫納金の免除を請ふも之を許されさるときは控訴すへき理由なきにより許されさる場合なるも其控訴は成り立たさるものとし刑期を算すへきや

答　豫納金の免除を許されさるときは即ち控訴出來さるものなれは免除を與へられさる理由の如

何に拘はらず初より控訴せさる者同樣に（即ち前の裁判言渡日より）刑期を計算すへきものと思考す

講話速記

本欄の講話は元貴族院速記者正員鎌田君の速記に係る

●維持會員小泉典獄の講話（承前）

其以下二番役三番役四番役と云ふものがあります之かどう云ふ事を掌るかと云ふと衣類の事幷に藥の分配方或は金湯と云ふて署丸を洗ふ湯が這入ります……其金湯を入るのは多く不潔は署丸から生するから注意をしたもので御座りますさう云ふものゝ取扱ひを二番役三番役四番役か致します其外に年番幷に下座本番かありまして角役の指圖を受けて寢ろとか起きろとか或は囚徒か云ふ事を聽きませんと云ふと鞭撻を加へる事を掌る役でありまます夫から又、助番本助番と云ふものかあります之は圃の掃除を致す役てあります圃を一名ッメと申ます……十二人の役人を表役と稱します是等のものに付きては實に能く規則か整ふたるものてありまして互に犯し合ふやうなことは決してないのてあります其段級と云ふものは一階毎に差等の別嚴然たるものてありまして若し其規則を背くか或はそれに付て辨論をしたとか或は逃れ言葉を使つたとか云ふと必す役名を剝奪してオマケに相當の懲戒を致します又此外に裏役と云ふものかありましてそれを一名樂座と申します其樂座と云ふものは何んにも責任はありませんて即ち隅の隱居とか或は隱居若隱居樣と唱へまして善い役人に次ぐ所の座を占めてそうして諸役人の中間に立つて始終仲裁役となつて援ひをするものか此樂座と云ふ隱居て御坐ります此者はどう云ふものか爲るかと云ふと是等は多く其度を重ねて獄屋に這入り前に何にか役人にてもなつたと云ふ强惡のものかなるので御座ります其外又た客さん抔云ふものがありますが是等は名主又は頭等の氣に入つたとかあるとか差入ものが善ひとかで此た客になるまとがあるので御座ります又外に一種特別に隱居が出來るとがありまして色々の名を付けまそが大久保の隱居抔と云ふ名を付けるともあります是れは昔し大久保忠世が我儘をしたと云ふ所から來た名であるそふで御ざりますが之になるには何度も獄屋へ這入り或は島破りを何度もしたとか云ふ世に名ある强惡非道の奴が斯う云ふ隱居になつて居るので其他の囚徒は皆ッメの前と云ふ所に居りまして是等は實に餓鬼道とでも云ふやうな有樣で御座ります着物は皆ンな剝がれてしまつてさうしてれ仕着せを一枚着せられて幽靈見たやうな姿になつてッメの前にウヂャ〳〵居りますそうおつて來ますと衰弱はして來ますし殆んど骨と皮で御座りますそれでも其時分は一向醫者に手を握つて貰ふとも出來ずに死んで仕まうので御座りますから……今日も窄死……御當番さん〳〵と呼びます……オヽィと云ふて行くと……牢死か御坐ります……大窄と斯う云ひますか中々其中の香ひ抔と云ふものは黃い色か付ているかと思ふ程て御坐ります斯う云ふやうなッメの前に居りますものはバタバタと死にます中には只嫌疑て這入て居つて死んた者かあつたかも知れませぬ實に之を思ひますと塞む氣を生します

先つ概略前申上くるやうな事柄て御坐りましたか明治三年てありましたか今の名主と云ふもののみて他の役人抔を置いてはならぬと云ふことになりました、けれども矢張困つた奴かコビリ付て居りますから其奴は取れすにありました、概略アチラに行つて見ましてもコチラに行つて見ましても皆監獄の有様は傳馬町を手本として溜へたものてありますから監獄の小さいはかりて澤山違ふ所はなかつたやうて御坐ります其後明治五年舊新川縣に行き明治九年は靑森縣に參りましたが獄屋の弊は幾分か固着して居りました其中の細かなことを申上げますと數々御坐いますが……牢内へ食事の這入りますのは十時と三時で中の役人等は高盛りモッサウと申してモッサウを高く盛りたる飯を戴きますが餘は皆並盛のものであります前にも申し述ました如く中の役人は階級が一段違へば其違ふ丈に互に相犯すことなく兎に角規律の整つて居ることは實に感心なものであります惡いことは惡いに違ひありませぬが其規律上に於きましては實に能く整つて居りました其他は取るに足るものはありませぬ、私が徒場に參りました節には新入りがありますと云ふと其新入りの者に何にか藝をやらせることになつて居るのです、それを番兵が面白ろがつて見て居ります實に譯の分らぬことでありました皆さんも御承知でありませうか只今の權十郎……之がまだ璃寫でありました時分よあの者か監獄よ這入ました時にも踊りを躍らせられましたがさう云ふやうに流行つて居りましたさうして其時分には今の官吏と同じやうに囚徒が三時になると役を引上げて來て牢屋の中に席ろを延て其上でチヨボクレを聽と云ふやうなことをして居つたのでありますそれで私共は是れはトンデもないみ

とであると思ふて……其時分に國事犯で這入て居る者に論語か孟子の講釋でもして貰ひたい……官吏が一處に倚子に腰を掛けてアンナ馬鹿なことを聽いて居るのはケシカラヌことであると云ふことを私共も申しましたが長官にも矢張氣の付かれた所からとう〳〵しまいにはそれが己んでしまいましたが實に此時分には官吏の規律が整いませんでした

以上のことは昔の監獄の實況の概略をお話しましたばかりでありますから定めて皆さまは昔しの監獄の話を聽いても何の役に立つ氣遣ひはないとおつしやるか知りませぬが矢張言行を誤らざらんとするには古きことを温ねて能く比較と云ふことをしませぬと云ふと私の考では大に誤りがあらうかと思ひます、之は唯だ自分の考で申述べたまでのことで御座りますが併しながら物を對照すると云ふことは一番肝要だらうと思ひます

然るに明治五年で御座りましたが始めて日本の監獄則が發布になりました是れに先たちまして小原君が香港に御用で參られまして段々と研究されて此監獄則と云ふものが始めて頒布になりましたものであります、それよりして追々と監獄の改良も端緒が開けて來たのであります、けれども如何せん其實行の任に當る所ろ我々かチットモ經驗と云ふものかありませんから空しく其日を送つて居るのみであつて西を見ても東を見ても何里先きか何處てあるかドレ丈歩るけば何處に行くか何處にどう云ふ名物があり古戰場があるかと云ふことを知らすにありまして唯たメッヤヤに歩いて行つたのてあります所が時勢に連れて監獄のことも追々と進歩して參りまして今日は斯〳〵云ふ点まて至りまし

た、ソンなら其改良はズット明治五年から今年までに引續ひて進んて參つたかと云ひますとさうてないのてあります假令立派な監獄則か御發布になりましても肝腎の私共か無經驗てあり又其主義と云ふものは、ドンナものてあるか目的と云ふものはドンナものてあるかマルデ無中て居ましたのて御坐りますそれて御坐りますからどうしてアナタ御法か出ましても其當時全く實行する氣遣ひはないのてあります夫から漸く五六年此方と云ふものて餘程治獄の進歩を致しましたやうに私は見受ましたがまして昨年は海外よりして教師を聘せられて我々不肖の者を其練習に服従せしめられしより凡そ方角か斯うてもあろうかと分つて參りました誠に之は結構のおとゝ言はなければならぬ、何せそれまでにさう進歩が遲かりしかと云ひますと又私共が一つ卑屈心を懐きますけれども兎角監獄と云ふものは人に度外視されて居る人間の道を踏み外づしたから人間ではないと云ふ者を捕へて居りますから、どうしても度外視されて居る、それから又其度外視されて居るから自ら其に從事して居る役人も度外視される心持になつて居る、それ故に監獄は○○の隱居所と云ふ樣なものゝやうなつて來ますと云ふと、それに從事する人もさふ云ふ卑屈心を懐いて仕まう、それ故に私共のやうなものは、何んでもかでもやつて居りますけれども少し學問のある材能のある人はどうして若隱居になつて居るものはありませぬ、時を候ひ勢を察して、さうして早く隱居所を脫して立派な人にならんとするのは是れは人情で御座ります、であるから中々改良所ではなく先づ自分の身を早く出したいと云ふ所から、仕事をするよりも己れの身を脫すると云ふおとに始終頃むきがあるから、是れで

どうして監獄事業の改良を圖られませうか……然るに今日はどうで御座りませう……監獄は今まで地に埋つて居りましたやうなものが俄にヅット芽の伸びるが如くになつてまいりましたこれまでになるのも矢張順序がありますから段々と低い所から高い所に赴き一方より一方に及ぼすと云ふやうに段々と進歩して來ましたのが五六年此の方甚しく分るやうになりました、是れよりは實と監獄と云ふものは私共の口で云ふばかりでなく皆な監獄と云ふものは國家の必要具であると云ふことが社會一般に行き渡て參りましたから是れでは私共も二百年も生たいと云ふ考へになりました

次きに將來に於ける監獄の改良上に付きましても少しく意見も御座りますが私共の口から申上る迄のおとゝもなきおとゝ存します兎に角私共か今より一層奮發して監獄官吏の養成方に盡力するならば尙一層監獄の進歩改良を圖るおとが出來やうと思ひます

餘りツマラヌおとを長々と申ますと大先生方の御演說の御邪广にもなりますおとで御座りますからして是れで席を下ります清聽を煩しました段は何分にも御宥恕あらんことを願ひます（完）

○

●法學士畑良太郎君講話

今日は大日本監獄協會の總會で御坐りまして博士諸君及ひ其他監獄のことに關して御經驗の御坐りまする方々の御演說もあるおとで御坐りますから、それを拜聽致うと存じて私は遙に此樓に上りま

した所が圖らさりき此入口に於て石澤典獄其他の諸君の要撃に逢ひまして今日大分缺席の先生方もあるからして是非何にか話をして貰ひたいと云ふ御依頼が御坐りました然るに私は今日演説を拜聽致す心得で參つたことでもあり且つ亦監獄に關しては未だ少しも經驗なく又學理上から深く之を調べましたおとも御坐りませぬから此御依頼に應するおとは出來ませぬ故に斷然之を謝絶致しましたが今度は懇々と請願なされました併し請願のおとであれば却下するおとは固より私の權内で御座りますから之を却下致しました所が此請願が忽ち變じて命令となりました私は一兵卒（一年志願兵）でありますから上官の命令は聞くべき義務はあるけれども決して一個人の命令に從ふ義務は無いと思ひます故に又此命令にも從ひませんでしたか今度は愈々多數の方か集りてたかつて脅迫をなさいまして衆寡敵せす已むを得ず此壇場に上つて諸君の御清聽を煩すやうになつたので固より脅迫に依りてた話をするおとて御坐りますから私の意志にあらさるおとてあります己れの意志に依らさる行爲は罪となるそと云ふ法律の原則か御坐りますから私の御話しの下らないおとに付て私は責任を持ちません諸君どうぞ其れ積りて御清聽を希ひます

扨監獄と云ふものは一体どう云ふものであらうかと云ふと只今梅博士が監獄の目的をた述べになりまして……種々の説は御坐りませうけれども詰る所監獄と云ふものは社會に於て害惡を爲したる者を監禁し之に向つて人生の尤も嫌ふべき苦痛を感せしめ其者をして再び其惡事を爲さないやうにし又社會一般に向つては其者を善い手本にして惡いおとをしないやうにすると云ふのが其目的である

と信じますそれで御坐りますからして此監獄と云ふおとは誠に此國家に取りまして必要であるのは勿論のことでありまず然るに今日に至るまで監獄と云ふおとに關しては世人が少しも注意することがなかつたやうで御坐りますが之を調べて見ましたならば隨分沿革上のお話もあることで彼の武門が政權を握つて居りました時分は必要上隨分殘酷の刑があつたやうに思はれます、それで一言監獄と申せば實に恐しいものであるあの人は典獄であると云へば何んだか牢屋の親方をして居るイヤナ役目をして居るやうな感じを持つものが御坐りますが此事は前に小泉君がお述べになつたやうで御坐りまず斯う云ふ有樣でありますから監獄のおとに關して充分熱心にやらうと云ふ人もなければ又監獄に關するおとに目を着ける人もない位な實に憐むべきの境遇であつたので御坐りまず然るに今日に至りまして監獄と云ふものは實に國家の必要物である又此事の改良を講究するおとは目下の急務であると云ふことが世間の人の頭に浮かんで來ましたのは社會の進歩とは言ひなから實に此監獄協會の會員諸君殊に石澤典獄始め佐野君等の盡力にあるおとで御坐りまず私は國家の爲めに一言喜びを呈し又諸君の勞を謝し且つ諸君の爲めに後來益々此事にれ勤にならんおとを希ひます

それで是れから先き益々監獄の事業を改良して行くと思ひましても都て世の中のおとは男子のみで進ませて行くおとは出來るものではないと信じまを假令表面は男が働いて居りましても其内部を改良して往く者は矢張婦人の潜熱力と云ふものか非常の勢力を持て居るものと信じまず即ち申すまでもなく此世の中の事物は陰陽あり又表裏あり男は陽のもの女は陰のもの之は極つた話しで御坐りま

す又之を性質で分けましたならば男は剛の者女は柔の者で御坐りませう尚ほ之を分けましたならば男は勇の者女は慈の者で御坐りますそれで歐羅巴の誰れで御坐りましたか或る學者が申しました言葉に男子の行ひは愛を離れて可なるおとあれども婦人に至ては瞬時も愛の一字を離るべからずと云ふおとを耳に挿んで居ります之は實に尤ものおとでありまして婦人と云ふ者は社會に居ります間は愛の地を離れては一日も婦人として生活して居るおとは出來ないものであらうと思ひます即ち子に對するも夫に對するも扨始に對するも社會一般に對するも悉く慈愛と云ふおとが素になつて行かねばならぬと存じます

（未完）

○

●日本法學博士佛國法律博士梅謙次郎君講話（承前）

正誤　前號三一頁一三行惡い奴は憎いと思ふ人三三頁末行實睦は慨然三四頁二行下の新說は眞理の孰れも速記者くは植字の誤り又三四頁三行廣くの下五字を脫す

此新說が果して眞理であるかないかと云ふおとはなかなか分り兼ねるおとであつて殊に生理學に基いて立てた說なんですから私等のやうな生理學のおとは一向知らぬものは公平なる判斷を下すおとは出來ぬのですけれども此說が若し本當であつたならば、どう云ふ結果を社會に生ずるであらうかと云ふおとを考へて見ますと中々容易ならぬおとなんでも即ち人を殺すのも病氣である窃盜をするのも病氣である詐欺をするのも病氣である凡そ刑法に揭げてある犯罪を行ふと云ふのは皆病氣の仕

業であると云ふおとになつて見ますと刑法に揭げてない事柄も法律で禁してあるおとが澤山ある即ち民事の犯罪と云ふものもあるさう云ふ民事犯罪をやつても之は病氣だ……又喧嘩をして少しばかり損害を與へたような場合は之は刑法には觸れぬかも知れませぬが立派に民事の犯罪である喧嘩をして人の身體を傷付けるのも病氣であり又物を壞すのも病氣であり契約を結んで置いてそれに違背するのも病氣である斯う云ふやうに都て法律に觸るゝおとをしても病氣であると云ふ主義が行はれて來るとすると法律の制裁と云ふものはなくならんければならぬ、病人であるから、どうも仕方がないと斯うなつて來ると法律上の行爲即ち刑事の犯罪であるとか又は民事の種々の責任に就いても之は皆な病氣の仕業であつて法律の問ふ所ではないと云ふおとになつて法律上責任と云ふ文字がなくなつて仕まう、若しも此法律上の責任がなくなつて仕まうとすれば道德上の責任もある氣遣ひはない、即ち嘘を付く者があればそれは嘘は病に罹つて居るのである、道樂をするのは道樂病に罹つて居るから仕方がないと言はなければならぬ若しも道德上のおとかさうなつて來たならば此社會が立つて參りませうか此社會には責任かあれはおそ立て居るのて……今日のやうな社會の組立てゝあつて責任かなかつたならば到底立つて行くことは出來ませぬ……是れが何んても病氣の結果であると云ふおとになつたならば社會の組立てを違つて組み立てるかどうかしなければならぬ今日の有樣て若しも斯う云ふおとになつたならば社會の維持は到底出來なくなつて參ります此の如き非常に大なる結果を生ずべき說であると致しますれば餘程研究を致して斯ふ云ふ說が一度び世の中に出て參

りましたならば實に一大事で御坐りますから之は充分に研究をして是れが果して眞理であると云ふ認めが付いた以上でなければ決して口外してはならぬまでゝ思ひます是れが國人たる義務であらうと私は考へる固より今日新說を主張する人達は必ず之は眞理だと思ふて其說を吐いて居るであらうから之は決して尤むる譯には往かぬけれども私は之は眞理であらうとは思はれませぬ其理由は其の新說の基く所が生理に基いて居ることであつて我々素人は一言も喙を容るゝとは出來ぬまでで有ますけれども併し素人に分る丈けの範圍内に於て判斷をして見ると、どうもおかしい、私が聞いて居りますのに泥坊をした者の腦髓を幾つも分拆をした所が皆んな能く類して居つて此處にコンナ所があつて彼所にアンナ所かあると云ふやうに……それから人を殺した者の腦髓を幾つも調へた所か是れも皆な能く類して居り、それから詐僞をした者はコンナものであると云ふまでを……腦髓を二十か三十か知りませぬか分拆して見たら夫れ夫れ類似して居る所から、それより殺人を犯した者は此腦髓を持て居り窃盜犯は斯う云ふ腦髓それから詐僞を行ふ者は斯う云ふ腦髓と云ふやうに斯う極めたのです、それは本當かも知れぬけれども、それたからと云つて是れ等の犯罪を行つた者が病氣だと云ふまでは出來ませぬ、なぜかと云ふと是れ等の人の胸髓は昔の英雄豪傑とか云て戰ひ抔を度々して隨分向ふ所に敵なしと云ふ勢で人の首領を幾つ取つたか知れぬと云ふやうな人の腦髓を一々分拆して見ましたならは私の考へますには必す殺人罪を犯した人の腦髓と似て居るたらうと思ふ、即ち縱令其目的は違ふにしても人を殺すまでを何んとも思はぬ所に至つては兩方同しやうに一種特別

の所かあるに相違ないでせう又窃盜をする人の腦髓は餘程緻密でなければならぬ、强盜の方はそうでないかも知れぬが窃盜の方は乾度頭が緻密に出來て居るに相違ない、所が隨分學者の中でも大變細かいまでに骨折る人があるが此等の人の腦髓は幾分か窃盜犯の人の腦髓に似て居るかも知れぬ又詐欺を行ふ人の腦髓は常に權謀策略を行ふ所の政治家の腦髓と違ふまではあるまいと思ふ（滿場大笑）して見ると彼の新說を吐く所の人は罪人丈の腦髓は調べて之を病人であるとして今一つの病人でないとしてある所の人の腦髓は見ない所から起つた論であつて決して之は當てにはならぬと私は存じます

飛鳴譯

露國萬國監獄會議決議（承前）

正員　陸軍教授　野村泰亨譯　東京

第七問の答

第七問　假出場以後又は處刑滿期より丁年に達するまで幼者なして其父母後見人の惡しき影響を受けさらしむる方法如何

（一）羅馬府萬國監獄會議の決議に據れは父母其子たる幼者に不良の習俗を得せしめたるの事實瞭然證明せられたるときは裁判所は一定期間親たる權理の全部若くは一部を剝奪すへしとせり是れ蓋し此の如きの習俗より生すへき弊害を防くの一良策とす第

四萬國監獄會議は此決議に依り政府は兩親若くは後見人の其子若くは被後見者たる幼者に敗俗を感染せしむるの弊を防くへきの義務ありと認定す

（二）裁判所に於て犯罪人たる幼者の父母之か教育に與かるの能力なきを証明するときは此教育を或は感化院若くは公私立慈善會社若くは教育場に托し而して幼者の丁年に達するの時を以て右感化院等の此教育に與かるの期限終るものとす

親たるの權を停止し若くは制限すへきの方法を發言するは公權（裁判官若くは行政官）若くは幼者を委托したる前記の感化院或は慈善會等の權内にありとす

（三）幼者受刑若くは懲戒期限の前出獄若くは懲治出場の裁決を受けたるときは特に裁判所より裁決を受くるをとなく此期限の終る迄依然右監獄若くは懲治場の監督權を受くるものとす

（四）父母は己れの過失の爲めに其權の支配を受くる能はさる幼者の爲めに其資力に應して之か食料及ひ敎育費を支給すへきの義務ありとす

（五）若し親の權を停止し若くは制限したるの事情既に變し來り爲めに其子を之に還すも別に幼者の風俗を敗ふるの患あらさるときは裁判所は更に裁決を下し彼をして再ひ其子に對するの權を復せしむるを得へし

（六）本會議は以爲らく幼者の既に罪を犯したる場合に於て之を處するの手續を施すは之を未然に防で罪を犯す能はさらしむの利あるに若すと然れとも此の如き重要なる注意は本項の同題外にありと認知するか故に次期の會議に於ては公權を以て頑陋不遜なる幼年者の父母をして之を感化院に入れしむるの法も之を幼年者犯罪の豫防策中に算するの有益なるや否を討究せられんさとを望む

第八問の答

第八問　在監人普通法の罪を犯す者を裁決するには如何の原則に依り裁判所と監獄官と其主管を分劃すへきや即ち如何なる犯罪者を裁判所の裁判に付し如何なる犯罪者を監獄内に於て罰すへきや

囚徒ハ獄中犯したる普通法の罪は其輕重を問はす之を通常裁判所の權に委任せさるの理由なしとす但し監獄内の秩序及ひ紀律に關する法律若くは條例に據り此犯罪に特別の處刑を科する場合は此限にあらす

第二部　監獄部

第一門の答

第一問　監獄に於て官業法は請負業法に勝れるか

（一）凡そ作業中有益にして且成るへく生産多き作業は如何なる監獄法を遵守するも囚徒の爲め必要なるへきか故に各國皆其狀況に應し官業工役法と受負工役法とを問はす監獄作業上各種の規則及ひ必要に從ひ何の方法に依りて實際作業を設け之を管理するを得へきや否を審査するを便とす

（二）囚徒監獄内の生活は作業を執るの時間其大半を占む故に作業の組織及ひ動作に至りては獨り

刑法を執行するの資格ある公署の監督を受けさるへからす

此の如くなるか故に囚徒は之れを放任して民間各自の利益を營む者の施爲に委ぬるを得さるへし

（三）官業工役法に據るときは一定不變の規則を設くるを便とせされとも大概囚徒をして其當さに行ふへき義務を先にして而も容易に其作業を後にせしむるを得へし然れとも亦公同資益の作業の組織は動もすれは困難を生すへきか故に受負人にして囚徒の手技を利用して之に資益を得せしむるか爲めに之か一身上及ひ生活上權勢を及すなからんには監獄局に於ては此の如き一私人の受負工業に依賴するの計畫を施すを得へし

（四）監獄作業の組織は官業法に關しては勿論政府をして獨り囚徒手技の利益を占有せしめんことを望む故に政府は成るへく囚徒の手技を以て製造せる物品の生産者たり又消費者たるらさへからす

（未完）

○佛國監獄協會より送附の問題

先般佛國監獄協會より生に本邦通信の事を依賴し來りしか今回看守學校と囚徒所得金とに關する二種の問ひを送り越せり因て不敢取莛に譯出す

佐野尚

看守學校に關する問題

一　貴國監獄の看守は如何して募集するや

二　看守志願者の最上齡最下齡は幾歲なるや

看守志願者に要すへき最上齡最下齡は幾歲なるを希望するや貴下の說如何

三　廣く宗敎家を看守に撰用すへきや若くは基督敎會々員を撰用すへきや

一　既婚者を看守に撰用すへきや

二　舊軍人を看守に撰用すへきや軍人を撰用する場合に在ては上等兵を撰用するの意見なるや

四　其他看守志願者の種類の如何と其身分保証の如何とに關せす之を特科學校に入れ敎育するの必要ありとするや

五　特科學校に於て敎育したる看守と實務のみに熟達したる看守とを比較し得失如何

六　一國たる以上は一個の看守師範學校と一個の中央看守學校とを設置するを必要とすへきや若くは諸監獄の事情に因て之に附屬して數多の看守學校を設立するを要すへきや

七　一監獄毎に一校若くは數校を設立するを必要とする時は如何なる種類の學校を設置するを適當となすや

八　貴下に於て適當とする所の學校の種類及ひ敎課の等級は如何

一特科學校に入るの前に於て志願看守に如何なる敎育を望むへきや

二右は特科學校に入りたる後敎授し得へきや

九　左記の敎課目を志願者に望むの必要ありとせは其最下課目は如何

一普通敎課　道德學　歷史　文學

二刑法及監獄學　治罪法　經濟學

三專門學及職業敎課　此課目は囚徒の階級に應して作業を授くるの利便に基くものとす

十　看守豫備學科期限は幾月を要すへきや其豫備學科と實務見習とは同時に授くへきや若くは實務見習は後期に之を授くへきや

十一　看守たるの自分を將來に對し保証するとと如何

良成績を以て卒業したる看守を保証するときは如何なる利益ありや

十二　若し貴下の近傍に看守學校の設置あらは其學校は如何なる業を授くるや報知を乞ふ

一現今の學校に於ける生徒に對する利益は如何

二將來學校に於て新設すへき實務は如何

三貴下に於て將來發生すへしと信する所の弊害若くは惡習如何

右の答辨書は成るへく速に巴里府ランヌ町百六番地住本會書記ファレリ、ジヨヅ氏へ向け直送あらんとを乞ふ敬具

千八百九十一年八月一日巴里府ブラースドーヒーヌ町十四番地

佛國監獄協會書記長　ヘルシナン、デボルト

本會通信委員大日本監獄協會庶務委員佐野尙殿

囚徒所得金に關する問題

一　貴國の諸監獄に於て諸囚徒の作業より生する收額の平均は如何

一禁獄日數の割合に因て生する收額の平均は如何

二作業日數の割合に因て生する收額の平均は如何

二　貴國諸囚徒作業の報酬として給與するか爲め採用したる報酬の規則は如何

各囚徒の作業より生したる純益金の一部を報酬として給與そるや

或は日給とするや

或は時々給與する特別賞與とするや而して此は各個人の名義を以て給與するや

三　作業より生したる收額の一部を分給する場合に當て各種の囚徒に給與する割合如何

四　前項の割合は再犯以上の囚なれは之を減少して給與するや其比例は如何

五　刑事被告人に給するか爲め採用したる規則は如何

六　前數項に規定したる所得金に關する貯蓄金は主刑若くは附加刑の名義を以て之を執行し得るや

七　作業勉勵或は品行方正なるか爲め他囚と區別したる囚徒に收額加給の法ありや

八　作業より生したる收額にして囚徒に配與する所得金は直に之を囚徒の私用に供するや

或は其一部を放免時の爲め貯蓄せるや其比例は如何

九　放免時に供給するか爲め貯金をなさしむる場合に在ても特別の事情を以て囚徒の私用に供する貯金に之を流用するあとを許可し得へきや

十　貴國諸監獄給養規則は囚徒の所得金を以て日々購求する食物費の不足金を補充するか如く之を制定しあるや

十一　右の如くする時は囚徒の作業勉勵と品行方正との目的に好結果を生し得るや

十二　囚徒の私用に供する費額は如何

中に就き其一部の金員を加給食品の購求費に用ひ得るや

衣類、機械、或は書籍購求費に之を用ひ得るや

重罪或は輕罪の裁判宣告書に說明しある損害賠償に之を充て得るや

囚徒の親屬救助費に之を用ひ得るや

出獄人保護會社に拂込む所の金員に之を使用し得るや

十三　所得金は如何して保管するや

十四　囚徒の私用に供する所得金を下附する者は誰なるや

貯金に供する所得金の支出を許可するは誰なるや

十五　右の支出金は左項の場合に在ては之を停止し得るや

一　不品行なる場合

二　貯金に不足ある場合

通信

●福岡縣知事及典獄の訓令（前號の續き）

（未完）

守警課

縱令年功の者と雖も監獄の如き微細の事に至るまても一々規律的に運動する所の事務は時として過誤ある事を免かれさる事ありて常に注意を嚴にする事なれは況して新任の看守押丁臨時押丁等の如きに至りては生來無經驗の勤務に從事する事なれは其過失あるは勢免かれ難き所なり故に新參の者には看守長に於て特別丁寧に敎諭を加へ過失に陷らさる樣專ら豫防的に保護す可し否らすして不敎不慣の故よりして過失に陷り罰金或は呵責等を受くるもの續々相踵て起るに至りては所謂不敎而戮するの擧となり誠に不本意の至りなる而已ならす法則の濫用は終に其神聖を撲滅するに至り其効力を失ふて却て不規律の結果を來さしむへし又故參の看守押丁等も其新參に對しては同僚協和の義務として親切に之か心付を爲し過失に陷らさる樣萬事見繕ふ可し看守長以下押丁に至る迄斯く協同温厚の風を養成するときは職員の氣象風采自然に高尙優美に進化し囚人の感化遷善に於て間接直接に論なく其稗益誠に擧なかるへし若し否らすして上官は下官を眷みす同職は只た自己あるを知り

て他あるを知らす彼々我々の意氣込を以て職務に從事するときは人心乖離し職員の風習自然に野卑酷薄に流れ監獄内に穩然たる道徳の分子地を排ひ囚人感化の業を妨くるに至るへし因ては十分に注意を加へ前述の旨趣實地に奏効せん事を勉むへし彼の平素の懇諭薫陶あるにも拘らす現に犯則の行爲既に完成したるものあるときは寸分も貸さす適當の處分を爲し嚴正なる規則をして張て少しも弛ましめさるは勿論なり徳行は其弊柔情に流れ不規則に陷り易く嚴正は其弊苛酷に陷り殘虐に流れ易し其弊たるや何れも監獄の業務を害す故に當局者は必す眞正の徳行眞成の嚴正を勉めさる可からす

右訓諭す

明治廿四年九月十一日　　福岡縣典獄　木戸麟

○

守警課

今茲に或る監獄へ竊盜忍ひ入り囚人の領置品を竊取したるおとあらんと假定せん

夫れ世の進歩に從つて竊盜の方法も自然巧緻に進み殊に近來大變打續き貧民活計に困迫するより小人窮すれは斯に濫るの勢よりして野心を起すもの甚た多かるん因ては晝夜の戒護も最も嚴密ならさるへからす殊に夜間は晝間の疲勞に因て体力自然に衰弱し五官の作用遲鈍に陷り戒護の實を失はんおとを恐る別して本署の如きは倉庫は大道に接し且つ十分堅牢なる建築とも言ふ可からされは暗黒

の夜風雨の夕なと殊黑なる盜賊ありて巡警官の影を見るときは忽ち隱れ其通り過きたるときは復た現はれ巧に倉庫の外壁を穿ち内容物を竊取するの恐れあり又第三工場の如きも外部より階梯を以て塀を乘り超へ該場に忍ひ入りて物品を竊取するの恐れあり近年學校村役場等公共の建物にて竊盜を爲すもの往々之れあるに付て考ふるも窃盜者の中にも公共の建物に乘入するもの蓋し尠少ならさる可し惣して鶏は思ひの到らざる處に起るものなれば新參の者の多き中には如何なる珍事の生せんも測る可からす

彼の睡眠の件を以て罰金に處せらるゝもの往々之れあるも夜間は世間寂寥たるのみならす晝夜の疲れ等より此く戒護の實を失ふものにて當該者が睡眠の時間等は即ち外物の乘すべき間隙にして其の擧動たる怠慢も亦甚しと云ふべし故に苟も戒護の職に當るものは決して睡眠等にて處分せらるゝなどのおとあるべきものにあらす

戒護に從事するに當て睡眠を催すなとは必竟勇氣の不足するより起るものなれは其務に當りたるときは強敵前に迫るの思を爲し須臾も怠慢あるへからす

監獄の戒護は晝夜瞬時も弛む可き時なし然るに外部より盜賊の爲めに忍ひ入られ其領置品を竊取せらるゝに至りては之を評して何とか言はん實に不取締も亦た甚しと云ふ可し此時窃盜の眼中には實に監獄莫し司獄官莫さなり之れか爲め典獄か罰せられたりとて豈に監獄の神聖を汚したるおとを恢復す可けんや鶏は不測に起る豈に警戒せさるへけんや凡へて監獄の出來事は之を未生以前に防遏せ

さる可からす

近頃新參の者も尠なからす世間の有樣も窮迫なれは萬事懸念の至りに堪へす因ては舵度豫防の實効を奏すへき樣戒護をして周密に行屆かしむ可し

右訓諭す

明治廿四年九月　　福岡縣典獄　本戸麟

○

監獄署　監獄支署

這般内務省訓令第十九號を以て看守長看守禮式は本年本省訓令第十五號警察禮式に據らしむる事となれり從來とても本縣に於ては警察官禮式に準據しつゝありしも玆に訓令を發表せらるゝに至りたれは此の際一層其訓練を要すると全時に之れか注意を周到ならしめさる可からす抑も禮式なるものは人事の儀則にして規律の端緒とも云ふ可きものなれは苟も忽緒に付す可からす特に看守の如き定制の服裝をなし軍紀的の規律に依り運動せさる可からさるものは禮式の如きも一定の式に據り嚴正に之れを行はさる可からす然れとも嚴正を保たんとし姿勢の究屈に過き或は擧止の粗忽に渉る等のまとあるときは敬意の存する所甚た淺薄に見ゆるか故に之を以て眞正の禮式を了したるものと云ふ可からす凡そ禮式に要する所のものは誠心誠意より出て嚴正なる姿勢の間自ら森然として擧止の宜しきに適するに在り若し之に反して只儀式的に流れ僅に其摸形を爲し敬意の點に於て欠くる所あれ

は獨り其外觀上の不体裁のみならす從つて其者の品位を卑損し或は心術涵養の欠點を表するに至るべし擧禮の事たる豈に其れ愼まさる可けんや

禮は天理の節文と云へるは能く禮式の原理を說くものと云ふ可し何となれは禮式なるものは心中尊敬の意を外形に表彰するものなれはなり宜へなるかな今般制定せられたる警察禮式の擧動には皆な充分に心中の敬意を表彰するに足るへき形態を研究して漏すおとなし故に禮式を行ふには先つ十分に尊敬の意を心中に充滿せしめ而して姿勢を正し以て之を行はさるへからす苟も心中に尊敬の意充滿せさるときは決して姿勢の整ふものにあらす姿勢整はすして而して式を行ふときは其の式たるや輕忽にして決して敬意を表彰するものに非らす心を此に留めさるものは禮式は只た外面粧飾的の儀式なりと心得るか故に其の行ふとまろの式必す整然たらすして徒らに輕忽の擧動を現はすものなり彼の右の手を擧け諸指を接して食指と中指を帽の前庇の右側に當て掌を外面に向け肘を肩に齊しくして而して其の手を下くるときの如きも十分に敬禮の意を含むときには其の下くるときの方向は必す緩急なき一齊なる速度を以て圓形の線路を取り全臂の重力を支へて脈はさるの擧動たらさるへからす若し然らすして直に手を垂下そるまと宛も傀儡の運動の如くなるときは其の擧動輕忽に陷り敬禮の意少しも現はるゝおと莫し（一例を擧く他は類推す可し）

以上縷述せる如く禮式は尊敬の意を外形に表彰するものなれは其の不体裁は終に一汎の秩序規律に影響するものなれは司獄の職にあるもの深く注意して踈漏あるへからす

右訓諭ス

明治廿四年九月

福岡縣典獄　木戸麟

○

剛性の擧動と柔性の擧動とありて概して男子は剛性の擧動に屬し女子は柔性の擧動に屬するか故に人の感情として男子を見ては剛の志想を起し女子を見れば柔の志想を起すものなり監獄内に於ても男囚と女囚とは見るもの丶眼或は一汎の感情に支配され女囚は柔と侮りて之か戒護に弛みを生せんことを恐る監獄内の女子には一汎の女子に於ける如く決して柔の志想を浮むへからす奈何となれは女囚には普通男子の爲すこと能はさるほどの兇惡なることを爲し能ふものあればなり故に女囚も男囚と同しく夜間なとは如何なる惡事を共謀し如何なる方便を工夫して以て逃走等を企つるも測られさるか故に新參の者に篤と訓諭を爲し且つ周到なる監督を爲し禍を未萌に防く可し

右訓諭す

明治廿四年九月

福岡縣典獄　木戸麟

（右　正員小野卓造報す福岡）

○

●九州諸縣監獄教誨師聯合協議會

本會ハ明治廿四年十月三日ヨリ七日ニ至ル五日間熊本市藪山町眞宗大谷派説教場内ニ於テ開會セリ

問題ハ皆會同者ノ提出ニ係ル而シテ第一號問題ハ教誨師將來ノ方針ヲ定ムルモノト一般教誨實行ノ情況ヲ諮問スルモノノミニシテ第二號問題ハ教誨師ノ職務ニ於テ間接ニ知ラサルヘカラサルモノヲ擧ク本會ハ別ニ議決錄ナシ其ハ地方監獄ノ狀態各々異ナルヨリ一定シ難キモノアルニ依ル本會會同員並ニ問題ハ左ノ如シ

會同員

三池集治監教誨師渡邊猛言氏、仝谷治達門氏、福岡縣監獄署教誨師日下密門氏、仝縣小倉支署教誨師村上雪嵓氏、仝縣久留米支署教誨師黒田義忠氏、大分縣監獄署教誨師藤並照然氏、熊本縣監獄署教誨師平谷德龍氏、仝勝法輪氏、熊本縣監獄署三池出張所教誨師篠方典氏、熊本縣八代支署教誨師野田性海氏、佐賀縣監獄署教誨師志摩田誠諦氏、仝縣唐津支署教誨師五十嵐貫道氏、長崎縣監獄署教誨師高石大節氏、

九州諸縣監獄教誨師聯合協議會問題

第壹號○第一　感化教誨ナルモノハ各自奉信ノ宗義ヲ以テ改過遷善ノ途ヲ開設スルヲ主要トスル歟將タ普通佛教ノ眞理即チ因果業感ノ説ニ憑リ轉心回意ノ誘導ヲナスヲ善シトスル歟又其奏功ノ優劣如何○第二　放免後再犯ナカラシメ又入監囚ヲシテ獄則ヲ謹守セシムルハ即チ教誨師ノ責任ナリ其方法ハ如何○第三　感化ノ功ヲ奏スルハ單ニ教誨師ノ勉否ニノミ止ルモノナル歟將タ監獄官吏ノ教誨ニ對スル準備ノ周到ナルヲ俟テ其功ヲ奏スルモノナル歟○第四　感化上ノ有功ト認ム

ルハ規律的ノ教誨ナルカ個人的ノ教誨ナル歟○第五　感化ノ實効ヲ奏スルハ唯タ雄辨ヲ以テ說キ伏スヘキモノナル歟將タ良方便ノ他ニ求ムルモノアル歟○第六　地方監獄感化事業ト本山教務事業ト氣脈ヲ貫通スルハ當局者相互ノ鴻益ナリ之ヲ密着セシムル方法ハ如何○第七　九州各縣監獄教誨師ノ氣脈ヲ聯通スルハ感化上ノ一大勢力ナリ其方法ハ如何○第八　他監ヘ護送スル囚人アルトキハ信仰行狀悔悟等ノ勘查錄ヲ送致スルノ可否及ヒ方法○第九　放免後ノ教誨ヲ地方寺院ニ依賴スルコトヲ實行セシヤ且ツ其可否○第十　放免後親族故舊又ハ所轄警察官ニ就キ本人ノ行狀ヲ視察シ且ツ教誨ヲ加ルコトアリヤ其可否○第十一　教誨ノ施行ハ各罪質ニ依リ區分スル歟又感化ノ難易ハ罪質中何レニアルヤ○第十二　感化上ニ關スル諸種ノ統計表ヲ製スルハ教誨上第一ノ要件ナリ各員ハ果シテ之ヲ製スルヤ其材料ハ平素如何ナル方法ヲ以テ經理スルヤ○第十三　教誨師ニ於テ現行犯則ヲ認ムルトキハ之ヲ說諭ニ止メ置ク歟將タ上申ノ手續ヲ爲ス歟○第十四　新入囚ニ對スル教誨ノ說キ方如何○第十五　入監囚ヲシテ房內揭示條項ヲ暗記セシムルニ教誨師ハ如何ナル手段ヲ用ユル歟○第十六　死刑囚ニ對スル教誨ノ方法及ヒ其手續ハ如何○第十七　傳染病隔離室ニアル囚人ニ對シ教誨訪問ヲ爲スヤ否○第十八　教誨堂內ニ感化ニ功アル圖畫ヲ揭クルコトアリヤ否○第十九　大教誨ノトキ所說ノ要領ヲ塗板ニ揭示スルコトアリヤ其可否○第二十　特赦假出獄等ノ正式ヲ執行スルトキ日曜祭日ト同樣ニ佛前ノ体裁ヲ爲スヤ其適否如何○第二十一　囚情ヲ探知スルハ教誨師ノ職務ニ於テ殊ニ必要ナリ之ヲ認知スルノ方法ハ如何○第二十二　教誨ノ

種類ニ從ヒ服制ヲ別異スルノ定メアルヤ○第二十三　大教誨ヲ施行スルトキハ正規ノ宗式ヲ用ルヤ否○第二十四　教誨堂因人ノ席次及ヒ出入法ハ如何○第二十五　教誨執行中監獄官吏不時ニ臨監スルコトアルトキハ看守ハ囚人ニ號令ヲ掛ケ敬禮セシムルヤ將タ之レナキ歟其可否○第二十六　信書ハ教誨師ヨリ之ヲ讀ミ聞カシムルヤ將タ否ヲサルヤ且ツ其可否○第二十七　處罰執行者ハ大教誨席ニ列セシムル等其他感化ニ有効ナルコトハ之ヲ許スヤ否○第二十八　兎亡者ニ對シテハ誦經又ハ埋葬地ニ於テ追吊讀經スルコトアリヤ否○第二十九　父母ノ喪ニ當リ免役セラルヽモノニハ特別ニ教誨ヲ加ルノ注意アリヤ否○第三十　幼年囚懲治人ノ教育ノ方法及ヒ學科試驗採點法ノ設ケアルヤ否○第三十一　短刑期ニシテ面モ無教育ノモノニハ一定ノ學科ヲ授クル歟將タ特別ノ教授ヲ用ル歟○第三十二　囚人ノ親族故舊ヨリ面會ヲ願ヒ出タルトキ之ヲ許可スルハ感化上ノ利害如何○第三十三　各監獄署教誨師執務上ノ手續ハ如何○第三十四　囚人ノ行狀錄ニ對シテ教誨師カ之ヲ調查シ之ニ捺印スルノ手續アル歟○第三十五　新入放免處罰申渡等アルトキハ教誨師ハ臨席スルヤ否○第三十六　囚人接見ノトキ教誨師ハ立會ヲナスヤ否○第三十七　賞罰ニ對シ典獄ヨリ教誨師ノ意見ヲ尋問スルコトアリヤ否○第三十八　處罰中改悛ノ情アリト認ルトキハ之ヲ典獄ニ申告シ又典獄ハ之レヨリ因リテ免罰或ハ處罰中止ヲナスコトアリヤ○第三十九　在監中宗教信仰及ヒ行狀善良ナルモノニハ放免ノ際証明書ヲ教誨師ヨリ與ルコトアリヤ否○第四十　大教誨ノトキ典獄以下立會官吏ノ佛像ニ向テ敬禮スル摸樣ハ如何○第四十一　特赦假出獄等ノ正式ヲ擧行

スルトキ教誨師ノ席次ハ如何○第四十二　各監獄教誨堂ニ安置スル佛像佛具ハ監獄費ヲ以テ支辨スル歟又ハ他ノ寄附ニ係ルモノナル歟猶ホ其保存方法ハ如何○第四十三　各署ハ專用ノ教誨堂アリヤ又佛具備付アリヤ否○第四十四　每年死亡者ニ對シ大追吊會ヲ設クルヤ若シ之ヲ設ルコトアラハ慈惠金ヲ支出スルヤ否○第四十五　亡父母ノ年忌ニ丁リ追吊ヲ出願スルコトアルトキハ之ヲ許可スルヤ又香華料トシテ金錢ノ志納ヲ願ヒタルトキハ之ヲ正當ノ費用ト認ルヤ否○第四十六　宗教信仰ノ意ヨリ佛像ヲ本山ニ出願スルコトアルトキハ典獄ハ之ヲ傳達スルヤ又房內拜禮ヲ許可スルヤ否○第四十七　巡閱官又ハ知事ヨリ該監ノ感化上ニ就キ諮問セラレタルコトアリヤ○第四十八　教誨師ハ教誨堂ヲ管理シ鎖鑰ヲ司掌スルコトアリヤ○第四十九　雨天等ノ爲メ臨時教誨堂ヲ代用スルコトアリヤ否○第五十　囚人ハ教誨堂ニアリテハ總テ沈默ナル歟或ハ教誨ノ前後低聲談話ハ之ヲ默許スル歟○第五十一　教誨師ノ囚人ヲ呼フ用語ハ如何○第五十二　難病等ニ罹リシ貧窮人ニシテ治療ヲ受ケルノ目的ヲ以テ犯罪入監セシモノハナキヤ○第五十三　在監者中酒ヲ嗜ムモノト嗜マサルモノトハ何レカ多キヤ○第五十四　囚人ニ許可セラレタル書籍ハ粗ホ如何ナルモノナル歟○第五十五　囚人ヨリ書籍購求ヲ出願シタルトキハ其囚人看讀ノ當否ヲ教誨師ニ諮問アリヤ否○第五十六　工場ニ於テ書籍携帶ヲ許シ科程終ルノ後之レカ看讀ヲ許スヤ否○第五十七　宗教駁擊ノ書籍ハ之ヲ許可スルヤ否○第五十八　感化院設立ニ對スル意見既ニ設置セシ地ハ其情況如何○第五十九　放免後書ヲ教誨師ニ贈リ教誨ヲ慕フノ意アリヤ否○第六十　感化上ニ必要

ナル書籍ヲ教誨師ヨリ貸與スルコトアリヤ否

第二號○第一　各縣本支署現在囚ハ幾許ナルヤ○第二　一ケ月中犯罪囚ハ幾許ナリヤ○第三　一ケ月中賞表授與囚ハ幾許ナリヤ○第四　教誨師ノ職務ニ關スル掌例ハ各縣別ニ一定ノ規程アルヤ○第五　典獄ハ每日工場監房ヲ巡回スルヤ○第六　囚人ニ看讀ヲ許ス書籍ハ一人一冊ナルカ將タ一人ニ數冊ヲ許スヤ○第七　監房ハ都テ正坐ナル歟將タ自由坐ナル歟○第八　監房ハ都テ沈默ナリヤ將タ又低聲談話ハ之ヲ許スヤ○第九　囚人ハ不平ヲ訴フル爲メ典獄ヘ面會ヲ願ヒ出ルコトアリヤ又一ケ月何人位ナル歟○第十　囚人ハ看守長ノ調ニ抗辨スルコトアリヤ否○第十一　巡閱官及地方高等官ノ巡視アルトキ囚人ハ苦情ヲ訴ヘルコトアリヤ否○第十二　處罰申渡ハ認定スルコトアリヤ否○第十三　便所ハ一人每ニスルカ將タ又數人連行スルモ妨ケナキ歟○第十四　還房ノトキ囚徒檢身ノ方法如何○第十五　役業時限ノ伸縮アリヤ否○第十六　賞表者ノ待遇方ハ如何○第十七　輕懲役已上ノ囚人ニシテ而モ惡漢ナルモノ一時謹愼ヲ表スルアレハ手段ヲ以テ賞表ヲ與ルコトアリヤ否○第十八　金品ノ下渡ハ父母妻子ニ限ル歟將タ又何人ニテモ之ヲ許ス歟○第十九　囚徒百人ニ對シ病囚及ヒ死亡囚ハ幾許ナリヤ○第二十　强役食ヲ與ル囚人ニシテ臨時役業ノ都合ニヨリ輕役ヲ爲サシムルトキハ强役食ナル歟輕役食ナル歟○第二十一　在監囚ニ橫文ノ書籍購求及ヒ差入ヲ許スヤ否○第二十二　教誨師ハ獄務課ニ屬スル歟將タ獨立無所屬ナル歟

（右　正員篠方典報ス）

寄書

●今日の授業手の不必要を論す

正員　後藤祐吉　宮城

我國目今監獄の制度たる授業手を置くの法なり是れ名義上實に完美なりと云ふ可し然れとも事實甚た然らす而して此感覺の未た當路者間に起ふさる者或は幾分か授業手の弊を輕々看過するに由らんか抑も授業手たる者は日々工場に就き親しく囚徒に接し治工にまれ木工にまれ藝工にまれ授業を專務とし其已に知得したる者に至ては指揮を司り否らさる者に對しては摸範を示し就れも精巧を期せさる可らす然るに當時採用の授業手たる如斯者至りて稀れなるは勿論甚たしきは工事上の經歷なし又た監獄の何ものたるを知らさるもの比々是れなり是れ豈に治獄に支障なしとせん哉然れとも到底月俸八九圓の豫算を以て適當の授業手を得んと欲するは無理なる注文と云ふへし而して授業手は素より授業手の名を戴くものなれは此者を戒護に補はんとするも名義として得可ふす依て寧ろ看守の適任者を撰ひ授業の事をも爲さしむるの優れるに如かす今日の授業手たる看守の間に出沒し科程簿の登記調整に止る剩へ此等の比較上に此比較上に付き論すへきおとありと雖も他日に讓る）より囚人をして自然看守及授業手に對し侮蔑の念慮を懷かしむるに至るおとあり是れ今日の所謂授業手なる者の不必要を說く所以なり

○府縣典獄定期聯合協議會の開設を望む

正員　阪本存　神奈川

余輩豈に殊に辯を好まんや然れとも事苟も斯道に稗益する所あらんには衒言の譏を免かれんと信し一言の卑見を陳す凡そ監獄事業の統一齊理を期せんには先つ監獄の巡閱を精密ならしむるにありとは余輩の常に信する所なれとも是れ費用其他の關係に於て實行しがたき事に屬せり依て余輩は更に全國府縣典獄諸君に向ひ一行の愚案を述ふ然れとも余輩の淺識素より拙撰たるを免かれさるへし其愚案他にあらす自今地方監獄協議會なるものを開設し凡そ十二三府縣を連合し全國を通して適宜四管區に分劃し一管區毎に會員即ち各典獄中より會長一人副會長一人を互撰し會場は輪番を以て各府縣に開會し以て監獄管理法の改良進歩統一貫通を圖るおとは是れなり

斯くすれは之れと同時に該會に要する費用及び會員往復の旅費等支出に困難を感すへけれとも余は茲に典獄各位に向て只管ふ勸請せんとするおとあり其は典獄各位たる官は即ち高等にして其の俸も亦た少額と云ふ程にあらされは各位は奮て宜しく名譽議員となり一年二回の聯合會議に係る一切の費用を自辨せられんおとを乞ふおとは是れなり

或は云はん曩きに第一回監獄官練習の時に於て各典獄の訓練あり今は則ち其の習得せし材料を齎ふして歸任し之れを實務に施行するの時機なり而れは期せすして管理法の一轍に出づること勿論なり

況んや第二回練習生の卒業歸任して實務に當るあとなれは殊更に典獄會議の必要なしと此論一理あるものゝ如しと雖も這は淺見のみ表面論のみ敢て談せすして可ならん

○

監獄官の俸給及待遇

正員　深井鑑一郎　東京

我實明なる政府は嚮に典獄を以て奏任となし今又看守待遇法を設けて之を優待せらるゝことゝなりぬ監獄改良の其人を得さる可らさるや既に明けし而して我政府か斯く鋭意監獄官の位置を高めらるる所以のものは蓋し其意其人を得んとするに外ならさるへし今より以後ホワルド出てんワインス出てんホルツェンドルフ亦出てんことと期して俟つへきなり余は實に獄事改良の端緒として政府の此施爲を喜ひて寢ぬるあと能はさるなり

監獄の改良は監獄の改築よりも監獄法の改正よりも良監獄官をかるへからす蓋し真監獄官なきときは總へて皆死物に屬すへければなり而して此良監獄官を得んと欲せは其待遇を高尚にせさるへからす其俸給を增與せさるへからさるなり茲に一器物ありとせんに奇木之を刻み金玉之を鑲め雪に其觀の美麗なるのみならす且能く實用に適せり王公之を玩へは以て其珍器なるを誇るに足り庶人之を用ふれは以て家事を助くるに足れり此の如んは人豈に千金を惜まんや然れとも樗櫟の材生鉄の質朴ぬて以て器となし製して以て具となす觀既に美ならす用亦少し不用の具、棄廢の器人豈に千金を抛んや蓋し千金の器は千金を投せされは得ること能はす降りて百金になり十金となる亦皆然らさるはなきなり然れとも時として十金の器能く一金を以て之を鈎し百の十に於ける千の百に於ける亦然るあとなきにしもあらすと雖も是所謂「掘出し物」にして決して正當の價値を謂ふへからさるなり其人に於けるも亦然らさるはなし

凡そ何事業に關係する人と雖も相當なる人を使用せんと欲せは之に相當なる俸給を支拂はさるへからす殊に監獄官の如きは勤勉と道德と學問と才智と威重とを要する職業にして最も困難ある職業とす勤勉なり才智なり道德なり學問なり其一を得たる人さへも得る事容易ならさるに況や此數種を具有したる人を得んとは最も困難なりとす斯く謂はゝ人或は言はん監獄官に限らす何事業たりとも然らさるはなし近く例せは巡査の如きは人民保護の職に在りなから均しく少額の俸給を得且看守と同樣なる待遇を受くるにあらすやと夫れ然り然れとも余は監獄官の職を以て寧ろ警察官よりも困難なるものと信するなり警察官固より勞力を要し才智、道德、學問、威重を要す然れとも或は犯罪者を探知捕搏し或は良人民に接するは彼の監獄官か社會の最劣等に位する罪人を誨化懲戒するに比して稍〻其責任の輕きものあるを見る監獄官は既に誨化懲戒てふ重大なる責任を負へり此重大なる責任あるからには其責任に堪ふる人を得さるへからす而して其人を得んと欲せは其人に適當したる待遇を與へ俸給を支拂はさるへからす待遇の下れる俸給の廉なる而して其人を得んと欲す是れ所謂「掘出し物」を求むるものなり世間豈に此「掘出し物」多からんや

人は名譽を望み利益を欲する動物なり既に待遇を善にし俸給を多くする人の之に赴くもの猶蟻の腥

膺に就くか如きものあらん是に於て乎其任に適せさるもの直ちに之を退くるを得へく有能の士新に之を迎ふるを得へし神聖なる試驗法高閣に束ねて徒に其人を待つの嘆あらんや之を迎ふるおと能はさる之を退くるおと能はさる是れ實に監獄改良の徒に扒上の空論とありて實功を擧くるおと能はさる所以なりとそ

故に余をして假に監獄官の俸給と待遇とを規定せしめなは余は

一典獄を以て警部長と同しくし

一書記及看守長を以て判任官五等以上となし

一看守を以て判任官六等以上となす

試驗法を嚴格にし以て大に採擇する所あらは蓋し其人を得て監獄を改良するおとを得ん

○

●囚徒の移轉に制限を設くへし

正員　青山繁太郎　靜岡

今日日本監獄の囚徒は甲地より乙地に轉し又乙地を經て丙地に轉轉する者實に少なからす然るに甲地監獄に拘禁したる囚徒は甲地監獄の陶冶を受け自然甲地必要の主義に感染したるなるへし乙地監獄に繫留せられたる者は乙地必要の教令に安んして其性質又乙地に化成するなるへし夫れ然り而して各地各監所用の羈絆に安んして稍々其主義に養成せられたる囚徒を中途に轉轉するは頗る治獄の要を得さるのみならす經濟上に於て其不得策たる知るへきなり蓋し各監獄は多少懲悪感化の方法手段を異にせり是れ各地典獄自身の宗旨行はるゝ（典獄の出所同しからす從て其主義一ならす）今日なればなり而して彼れ囚徒の甲地より乙地に轉するや甲地の待遇我に利ありとすれは甲地の規矩を移して以て羈絆を受けんと云ひ乙地在來の囚徒甲地の寡ふへく喜ふへきを聽き直に相和して以て其改更を請求するか如きおともあらん甲監獄は云々なれとも乙監獄は云々ならす抔只た利之れ貪らんと欲し徒に其心を浮動せしむるおと實際尠なからすして遂に移轉の爲に其修身の方向を過るものなきにあらさるへし故に内務省は囚徒の移轉に制限を立て一監獄に於て何月又は何年以上拘禁したる上は最早移轉を許さすと云ふか如き（サト極端の言なれとも）囚徒移轉に制限を置き猥りに移轉せしめられさるときは囚徒自身の修身は勿論監獄官の教令檢束能く行はれ國家の經濟を利する亦少なからすと予輩は確信せり因て聊か愚見を吐露し會員諸賢の教を乞ふ

○

●今の監獄官ハ文武平均を尚ふへし

正員　渡邊武藏　神奈川

凡そ天下の事宜く平均を取り公平を主とし偏重偏輕の失なきを要す請ふ試に彼の車を看よ之をして運轉便利ならしめんと欲せは宜く兩輪積荷の權衡を得さるへからす彼の船舶をして渺々たる波濤を越へしむ又平均の宜きを得るに由る之に由て是を觀るに天下の事物細大となく輕重となく務めて平均を取り權衡を保ち以て偏倚を避けさるへかゝさるや火を見るよりも尚ほ明なり余嘗世を見るに武

を好むもあり又文を尚ふあり武を好むものは其文を能くそるなく文を尚ふものは又武技を利する補なり故に武に勝つものは必す其文を踈んそへく文を尚ふものは其武を賤む事あるを知る是れ即ち偏重偏輕其弊の致す處とす抑ゝ監獄官吏其者の職たる至大至廣事あれは則ち勇を以て之れを防き事無れは則ち智を以て多因を治む其勇たるや何そ曰く武なり其智たるや何そ曰く文なり然ゝば則ち文武相待て而后其全きを保つや恰も車輪船舶の平均を取り萬斤の重きを載て千里の遠きを行くか如く而して事無けれは武は輕くして文重しと雖も事有れは則ち武之れに先んす武も豈に捨つへけん哉

本會記事

●監獄官の任免異動

北海道廳の部

札幌監獄署書記兼看守長　丸岡十君

任北海道廳看守長兼監獄書記、戒護課長を命せらる

札幌監獄署書記兼看守長　大竹勇八君

任北海道廳監獄書記兼看守長、七級俸下賜

樺戸集治監看守長　境谷道亮君

主計課長を命せらる

札幌監獄署看守長　森幹君

任北海道廳監獄書記、監獄署増毛支署長を命せらる

福山警察署警部　大場廣宣君

任北海道廳監獄書記、監獄署福山支署長を命せらる

北海道廳書記　吉田藤八君

任北海道廳監獄書記、監獄署江差支署長を命せらる

北海道廳書記　清水文敏君

任北海道廳監獄書記、監獄署壽都支署長を命せらる

●震災見舞　今回の震災に付き本會より岐阜愛知（取り敢へす見舞狀を發したり

●新紙寄贈　維持會員宮城縣典獄中村中君より「監獄費は國庫支辨に爲すべし」との論說を掲載せし奥羽日々新聞（十月三十日及び十一月二日）を寄せられたり因て茲に其厚意を拜謝す

●會告

本會雜誌は因より會員諸君の機關たるを期するものに付會員諸君の御投稿は制規に觸るゝの嫌ひあ

任北海道廳監獄書記、兼看守長七級俸下賜

庶務課長を命せらる

根室監獄署書記兼看守長　高橋吉明君

任北海道廳監獄書記、龜田支署長を命せらる

根室監獄署書記兼看守長　古野嵩英君

任北海道廳監獄書記、監獄署根室支署長を命せらる

北海道廳書記　井元傳十郎君

任北海道廳監獄書記、監獄署厚岸支署長を命せらる

京都府の部

京都府監獄書記、十級俸を給與せらる　雇宮武善藏君

栃木縣の部

栃木縣監獄醫　井上虎九君

月俸貳拾圓を給與せらる

栃木縣監獄醫月俸貳拾圓を給與せらる　奥田謹吾君

栃木縣監獄醫　畠山吉三郎君

依願監獄醫を免せらる

るものを除くの外爾後本誌に掲げ申度就ては
獄事に關し意見又は疑義を懷かるゝ諸君
會員に報すへき事實を有せらるゝ諸君
は幸に獄事の爲めに其勞を厭はせらるゝよとなく續々御寄稿相成度希望致候也

○

一雜誌實費は昨二十三年九月分（第二十九號）より一部に付金七錢の割を以て東京集治監官舍にて庶務局長石澤謹吾氏宛にて送付せられたし

一會費四個月以上不納の向へは自今本會雜誌の配付を停止すへし

一會費御入金の節は事務所宛にせられす必す東京集治監官舍石澤謹吾氏宛にて送付ありたし

一通運會社に依り會費御送付の節は是非持込賃御拂ひ有之度又郵便切手代用は二割增とす

一會計主幹關長麿君病死せられたるに付當分の內庶務補佐員小林益三郎君（東京集治監書記）石澤庶務局長の監督の下に會計主幹を心得らる

右會員各位に謹告候事

大日本監獄協會

ゼルバス氏を教師として典獄講習會を開らきしより餘程改良の點に向へるか如し、今四五年も經ば監獄改良の目的を達するおと雖からさるへしそれに就いては此の監獄費は是非とも國庫支辨にしたきものなりと當局者も語れり

（明治廿四年九月二十七日東洋新報）

◉津田三藏病死前後の模樣　津田三藏病死の事は取敢へず電報に據り本紙にも記載せしか尚ほ更に通信に據り其當時の模樣を記さんに同人は先さに兵庫假留監より押送せられて七月二日釧路集治監に移されしや其當時は未た頭部の傷口も癒ざりし爲め日々病監にありて療養し八月中旬より漸く傷所は癒しも身體衰弱して勞役に堪へさる故去月十日頃より漸く製工場に出しものゝ未たおれといふ仕事もなさす一休押送後は兎角物憂き體にて何事も獄吏の命令に背くおとなく曾て他囚に語り自分は最早天地に容れられさる者にして上　天皇陛下より下四千萬の同胞に對し萬死も償なふす事ろ當時に於て死せさるを怨ひとて常に死にたい〳〵と云ひ居りしといふ偖て同人は近頃休養疲勞の折柄肺炎症に罹り去月二十七日午前八時頃より俄かに苦痛を催し正午頃には殆んと人事も辨へさる程になりしにぞ醫員は常に傍を離れす治療せしか最早飲食物も咽喉を下らす三十日の午前零時三十分遂に事切れて死去したり依つて其遺体は取り敢へず監獄規則に依り假埋葬せしか親類縁者の下渡しを請ふ時は許可する都合なりと云ふ

（明治廿四年十月六日國會新聞）

◉就役十一年後の無罪　愛知縣平民中村半七は新法典實施前明治十四年強盜を働きし科に依り名古屋裁判所に於て終身懲役の刑を受け其後樺戸集治監に於て定役に服し居りしが同人は毫も斯る犯罪をなせし覺なきの証據を發言せしに付き舊太政官達に「刑法により裁判確定の後誤刑と認る者ある時は大審院檢事をして再審の訴を爲さしむることを得」とあるに由り茲に再審の訴を起せしに大審院に於て審理の末東京地方裁判所に移され濱淺判事岡野檢事の掛にて本年四月中同人を樺戸集治監より護送し來らしめ審理されし處昨十三日愈々其誤刑なりし事判明し竟に無罪放免を宣告されたり因に記す先おろ歐洲の某統計家は古來より罪人を死刑に處せし後其無罪を發見したる度數を公にせしおとありしが兎に角氣の毒なる事と云べし

（明治廿四年十月十四日改進新聞）

獄事彙報

◉無籍外人監獄の食料　無籍外國人ジョン、ウィリアム、ファイファーと云へるは窃盜の科に依り過日來大阪堀川の監獄に寄留中なるが定例の麥飯を少しも食せざるを以て牛肉葱芋等の別膳を與へよる云々と某新聞に記じあるよとは事實か果して事實なりとせば此は頗る訝かしきよとなりと其節に就いて問合せたるに元來各條約國の臣民にして日本の監獄に入監する事あらば自國の監獄署にて給與すると同樣の食料を與ふるよと條約上の規定なれども無籍外人に對しては其規定あるよとなければ無論日本臣民の罪人同樣麥飯を與ふるより外特例なし若し只習慣の異なる等を測りて其特例を與ふるものとせば大阪監獄は違反の所置を爲したりと云ふの外なしされど病囚は日本人とても或は粥を啜らしめ又或は醫師の診斷に依りて牛肉等をも與へぬ限りにあらねば右外人も恐らくは病氣の爲め其扱ひを受くるものなるべし只慣れぬ食へぬと云ふ位の事にて內國人と扱ひを異にし爲めに刑罰の目的を失する等の事は決して之れなかるへしと云へり

（明治廿四年十月二十日朝野新聞）

◉大坂監獄に電燈を點せんとす　監獄に電燈を點じ取締其他の上に於て危險なきや否や歐洲監獄は之れに改めたりと雖も我國にては未だ經驗なし昨年大坂は其改正を爲さんとせしも府會に於て取締上危險を免れずとて否決せしに本年は來年度より執行せんとて現に豫算案中にも加へたるが府にて是非とも執行せんとする趣旨は當府監獄中のランプ三百七個あり今之れを電燈千二百光燭の六基に改んとするには費用一圓三十錢計り多きを要すれども第一明るき事第三失火の虞尠き事第三燈滅するよとなき事等の利益あり然るに反對論者は發電所（即ち大坂電燈會社）より點燈所即ち監獄迄の市街（此距離廿七八丁）に火事ありし時電線を切斷するよとありては忽ち監獄の暗黑となるのみならず在監人と監外人と通謀し監外人にて電線を切り在監人其虛に乘し破獄を企つるよとあらんも知れずとて非難すれども火事の節切斷せば僅か一時間若は二時間にて接續し得べく又在監人と監外人との通謀云々は極く稀有のよとにて滅多にあるべきよとにあらず左迄懸念するときは今のランプの如きは少し風雨の強きときど毎に消滅するを常とす八月十六日の九月十四日の風の如きは監守の携帶する提燈まで點する能はざりし事あり此等は

憂ふるに足らずと主張者は言へり斯れば多分採用に決そるならん

（明治廿四年十月二十三日東京日々新聞）

閣議一決す

豫算は以て法律命令を改むる能はず去年の覆牒、其主義を變更せず監獄費國庫支辨は先づ其法律案を提出し其成立を待て其費目を追加豫算となし（之に充つる三百二十萬圓の費目は國債償還費中に組入れ置き追て法律成立の上、監獄費に充用する見込を理由書中に附記する筈なりと）更に提出するあとに一昨日の松方伯邸會議にて一決し昨日の閣議を以て確定上奏したるよし此問題の變遷に付ては前日以來載錄する「憲法第六十七條の問題」を視よ

（明治廿四年十月二十四日東京新報）

◉獄死者の合葬　大坂府監獄署にて是迄其獄中に在りて死亡したる未已決囚徒を合葬し碑石を建る趣は已に報せしが堺監獄署にても亦同一の企てあり既往に溯りて獄死者の氏名を取調べ典獄へ進達に及びしが其人數は明治十四年より同二十一年十月までの分合計八百三名なりと但し同監獄にては未已決囚徒を區別し堺に於て合葬する筈なりと

（明治廿四年十月九日大坂朝日新聞）

◉小林典獄　本縣典獄小林三郎氏は監獄書記杉野喜藏、監獄吏上原軍太郎の兩氏を隨へ此程高田へ出張し高田監獄を巡視したるが仝氏は舊會津藩の出身にして戊辰の役には會津の軍に在て轉戰頗る勤め藩主の官軍に降や氏は舊高田藩にお預けと爲りし人々の中の一人の由にて長く高田に勾留されたりしが今度巡視の序を以て仝郡下の鄉村金谷山中大字狼谷に埋葬せる若松藩士の爲め去る廿八日自から施主となり法會を營みしと云へり

（明治廿四年十月一日新潟東北日報）

◉看守捕縛　鍛冶橋監獄本署の看守芝區芝口一丁目の加納熊藏は詐欺取財の嫌疑にて目下密室入監中なる秋山收藏が妻の許へ送る手紙を數回取次たる事發覺し秋山妻は廿一日豫審廷へ呼出され山口判事の取調ありたるが熊藏は昨朝入時に捕縛となり同判事の取調べを受けたりと

（明治廿四年十月二十三日朝野新聞）

◉身代り囚徒　法網斯く密なるに愈黠智を逞くするもの出るあそ痛はしけれ讐に名高き盜賊法官辻村庫太郎あり今は身代り囚徒の橫澤吉太郎出でぬ今其如何なりしかを說示さんに現時長野縣監獄に拘留中なる山形縣羽後國飽海郡酒田港字秋田町の靑塚松吉といふ者

其以前委托物費消罪にて東京地方裁判所に審理中鍛治橋監獄署に拘禁され居りしが同じ房中に長野縣小縣郡青木村の横澤吉太郎といふがありて臟物保牙罪の控訴中互に身の上の話より何時か相なるゝ中となりければ或夜吉太郎が云へる樣「聞けば御身は獨身なるが我には妻子も父母もありて我一日を居らざれば饑渴に苦む貧しき身なり然るに今日の裁判にて御身は重禁錮一月なれど我は一年の言渡しを受けたれば父母妻子を飢へしめざるへからず之を思へば身も世もあらぬ心地するなりあはれ御身を神ぞとも又佛ぞとも思ひ入りて是非に頼みたき一事ありなんと承知してはくれまじきやそは別儀にはあらず御身は一人の事なればまげて我等の代りとなり我は一月の役に服して出づべければ御身は一年の刑を務め世に出でし日に如何樣にも御身のためにはかろうべし此儀ひたすら頼みたし」と打しほれて見へければ松吉はかゝる〳〵と咲ひ「さてもやすき頼み事かな委細は承知したれども去れば迚相かはる手段あるまじいな〳〵それは心配なし兩三日後に裁判確定し互に苦役に就く時あるべし其時に掛り官が「横澤吉太郎」と呼はゝ御身出でよ若し「青塚松吉」と呼びなば我等直に出行くべし」何のかたきとおれ有らんと相談おゝに一決しければ遂に此策に由りて其筋の目をかすめ松吉の吉太郎は一月服役して何くはぬ顔して歸家し居けり斯くて小縣郡なる吉太郎本籍の警察署は同人か一年の宣告を受けながら歸家し居るを訝りつゝ「若し脫獄にや」と一應おれを訊問せしに遂に事の次第を白狀に及びたり乃ち捻事は告發し掛り官は呆然

（明治廿四年十月十七日國民新聞）

◉典獄の內商法　何れの監獄署のおとにや近頃署長となりて此處に來りしはッィ先頃迄本廳何課詰とかの屬官にてありしが長官の御覺ゐ愛で度きより特別の扱擢を以て典獄に任ぜられ今の位地に榮轉せしものなるが此新署長は轉役以來非常の奮發にて百事英斷を以て署內の弊を改革したる中にも賛來出入する御用商人の如きは殊に弊害ありと爲し一切其出入を差止め之れに代ふるに他の商人を以てせしは善けれども此新參の商人と云ふは表面おゝ眞の商人の如く立派に粧ひ居れ共實は署長殿の舊同僚にて先般官制改正の際非免の沙汰と爲りし甲乙兩人の手下の書生若くは縁故商人共にて初め甲乙兩人の舊同僚が同氏の內諭を受て事を初めんとせしも資本の出所に窮し漸く小石川邊に住する有福の商人を說き勸めて之れが金主となし爾來署內一切の用達は是等の者が引受くる事となりて表向は個々別人に分裂して公正なる競爭の姿を爲せども其內幕は甲乙兩人が一手の商法にして其實權ハ隱然署長殿が之れを握り從つて其收利もなか〳〵少からず偖て此の收益の分配は是迄己れ三分の二を受け殘り一分を甲乙の兩人及ひ其手下に分配なし居りしが去りとは餘り不公平の次第にて働くおとは我々共に働らかせなから已れ一人利益を壟斷するとは餘り慾張り切つた次第なりとて昨今仲間內に於て頻りに不平を鳴らし居るものありて追々世間にも其評判の廣かりしとの事を或る商人体の男二人か永代橋を渡りなから物語り居りしと

（明治廿四年十月十日國會新聞）

◉監獄費を國庫支辨と爲すに就き品川內務大臣の意見

本年の第二期帝國議會へ內務省より提出せらるへき議案中監獄費支出三百万圓を國庫支辨と爲す事に就き品川大臣の意見を聞くに元來監獄費なるものは是れを各府縣地方の經濟に負擔せしめ府縣區々の行政と爲すか如きは獨り囚人をして其衣食住又は其待遇上に厚薄の相違あらしむる如き不部合あるのみならず將來監獄改良の目的に於ても大に妨害を與ふるおと少からず且つ先きに政府か國庫負擔の監獄費を地方府縣の負擔に歸せしめしものは我國紙幣の整理上に於て實に已むを得らざるものありたればなり當時政府に於ては公然と紙幣整理せば此監獄費を從來の通り國庫支辨に致すとの約束こそ是れなけれ其意志に於ては中央政府の國庫に騙よ猶豫を告ぐるの曉には必らず此監獄費の地方負擔をして復た中央政府の負擔に歸すべきに默約せし事は明なる事實なりとす然るに今や紙幣整理も大に見るべきものあり又た現今の國庫金を以て差引算用せば年々國庫に五百万圓の剩餘金を生ずるに至りたれば此の剩餘金をも何れに支出そべきやを決定し國民一般に其恩惠を蒙る樣に處置すべきは目下の一問題なりとす而して是れを海陸軍の擴張費に充てんか海陸軍の擴張元より必要なりと雖とも我國人民一般の氣向能くおれを海陸軍に支出すべきの勇氣あるや否やは未だ知るべからざるなり又た之を治水費に支辨せんか我國の治水費の如きは各府縣何れも少なくも二三万圓多きは五六万圓を地方稅にて負擔し加之我國勢たる大に諸外國と

其地理を異にする處ありて運輸水車等の外尤も耕作地灌漑のために其必要を認むべきものあれば其剩餘金を以て治水費に支出するに敢て差支あるきものゝ如く徐ろに我國將來の利害を研究せば治水の今日に一日も猶豫すべからざるものあり然れども今日多數人民が全國治水費を一般にし其負擔を共同すべきや否やは是れ又知るべからざるなり若しそれ已むおとなくんば農商工一般に租稅の幾分を減却して其負擔を輕からしむべきなり而して其費用は何れを減じて然るかと云へば監獄地方稅を廢止して國庫負擔にせば彼れ是れの別なく平均に其負擔を輕減し得て以て最初中央政府の國庫支辨の監獄費を地方府縣稅に移せし當時の素志にも負かず一方には人民一般の負擔を輕減し又た將來監獄改良の目的も達するものなり是故に今回地方監獄費を國庫監獄費に移さんとて此議案を提出するに至りたるものなり

（明治廿四年十月十一日東洋新報）

◉經費節減の結果として監獄費を國庫支辨となすの不可を論ず

地價修正請願同盟事務所に於て

板東勘五郎

一　經費節減より生じたる剩餘金の費途は宜しく其支出の目的を明かにすべし

我が帝國議會が歲出入豫算案に對し經費の節減より生じたる剩餘金、及び將來に係はる歲入剩餘金支途の處分に就きては、世論頗る多岐にして政府及び民間の各黨派共に各々其利害を異にして見る所同じからず、他日輿論一定して其方針確立するに至るまでは尚ほ且つ幾多の變狀を呈すべきや豫じめ知るべからざるなり、曩きに政府は二十四年度歲出入豫算案を編製し、之れを帝國議會に提出して頗る熱心に之れが維持防衛に力めたり、蓋し豫算案は實に內閣が國政財務の上に於て採る所の政策の骨髓にして、之と共に進み之れと共に退く惟一重要の城案なり、其力を極めて確認堅守したるも亦當然の事のみ、而して帝國議會は之れに反對して抗爭論難の地に立ち、紛雜錯綜の中に僅かに占領し得たる戰勝の報酬は、即ち此の剩餘金なる結果に外ならず、故に現在此等剩餘金費途の目的を定め其處分の方法を案ずるに於ても、曾に政府が提出の法案にのみ重きを置かず、議會は當初繰費の節減に伴ふて將來に冀圖しつゝある所の支出の費途に充用し、飽まで其

本會名譽會員

侯爵　蜂須賀茂韶君
伯爵　伊藤博文君
子爵　板本武揚君
子爵　山尾庸三君
芳川顯正君

本會特別會員

石井邦猷君
小原重哉君
小野田元熙君
川合鱗三君
梅謙次郎君

大日本監獄協會會則

第一條　雜誌ハ實費ヲ以テ會員ニ頒ツ

實費ハ雜誌ニ關スル一切ノ筆算費額ヲ以テ算出スルモノトス

雜誌ニ掲載シタルモノハ總テ報酬ヲ貰フヲ正則トス

第二條　總裁一人
推薦員中ヨリ推薦ス
會長一人
名譽會員中ヨリ撰擧ス
副會長一人
名譽會員特別會員又ハ維持會員中ヨリ撰擧ス
庶務局長一人
維持會員中ヨリ撰擧ス
調查局長一人
維持會員中ヨリ撰擧ス
主幹一人
維持會員中ヨリ撰擧ス
庶務委員二人
調查委員二人
兩局長共同ノ發議ニヨリ會長之ヲ囑托スルモノトス
議員
典獄及ヒ副典獄又ハ典獄代理
公撰議員十八人
在東京維持會員中ヨリ撰擧ス
特別調查委員
兩局長共同ノ發議ニヨリ會長之ヲ囑托ス

第三條　總裁ハ本會ヲ提理スルモノトス
會長ハ會務ヲ總理スルモノトス
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル
一　會計ニ關スル事
二　庶務ニ關スル事
三　記錄ニ關スル事
調查局長ハ左ノ事ヲ掌ル
一　雜誌ノ編輯及ヒ印刷
二　海外通信
三　諸起案
四　調查書類ノ記錄
五　統計ニ關スル事
六　特別調查委員ニ關スル事
七　集會ニ關スル事
八　衛生ニ關スル事
庶務委員及ヒ調查委員
庶務又ハ調查ノ事務ヲ分掌スルモノトス
一人　庶務及ヒ會計主任
一人　記錄主任
一人　編輯主任
一人　海外通信主任
議員
會長ノ諮問ニ應スルモノトス
特別調查委員
會長ノ囑托ニ依リ一事件ヲ調查スルモノトス

第四條　入會ヲ申込マルル節ハ必ラス郵便切手金貳錢ヲ封入スヘシ本會ヨリハ規則細則并ニ入會申込証ヲ送付スルモノトス

第五條　會費又ハ雜誌實費ハ前納スルモノトス
但シ數月分一時ニ前納スルモ妨ケナシ

明治廿三年七月十二日改正